

資 料 編

【 目 次 】

図 1-(1)-①	一般旅券の発給における本人確認のフロー図	80
図 1-(1)-②	住民基本台帳カード（写真付き）の交付における本人確認のフロー図	82
表 1-(1)-③-a	本人確認の手順・方法等に係る国の法令等 （婚姻届）－抜粋－	83
表 1-(1)-③-b	本人確認の手順・方法等に係る国の法令等 （住民異動届（転出））－抜粋－	86
表 1-(1)-③-c	本人確認の手順・方法等に係る国の法令等 （戸籍謄（抄）本の交付）－抜粋－	91
表 1-(1)-③-d	本人確認の手順・方法等に係る国の法令等 （住民票の写しの交付）－抜粋－	96
表 1-(1)-③-e	本人確認の手順・方法等に係る国の法令 （普通自動車運転免許の付与）－抜粋－	102
表 1-(1)-④	本人確認について定めた法令等の最近の動向	103
図 1-(2)-①	預貯金口座の新規開設における本人確認のフロー図	110
図 1-(2)-②	携帯電話等の加入契約における本人確認のフロー図	111
表 1-(2)-③	本人確認の手順・方法等に係る国の法令 （預貯金口座の新規開設）－抜粋－	112
図 2-(3)-①	転送不要郵便を利用した本人確認のフロー図	120
表 4-(1)-①	国の法令・通知による本人確認の手順・方法等の規定及び運用状況（規範 性・明確性、統一性）	122
表 4-(1)-②	本人確認固有行為の手順・方法等を定めた国の法令等（調査時点）	148
表 4-(1)-③	行政手続等における申請者等の「実在性」と「同一性」の担保（厳格性） 及び証書等が発行される場合の交付の確実性（証書等の交付の確実性）の 分析結果	174
表 4-(2)-①	本人確認書類として二次利用される際の証書等の信頼性の分析結果	194
表 4-(2)-②	各手続において本人確認書類として利用されている証書等の種類	214
表 4-(3)-①	調査対象行政手続等一覧（事務の区分別・関係省庁別等）	224

（注） 1 図表の最初の番号は、本文の項目番号と一致する。

2 表 4-(1)-②は、当局の実地調査期間である平成 18 年 8 月～11 月における、本人確認固有行為の手順・方法等を定めた国の法令等を挙げたものである。

図 1 - (1) — ① 一般旅券の発給における本人確認のフロー図

(本人が窓口で一般旅券の発給手続きを受ける際の、旅券法(昭和 26 年法律第 267 号)等における主な規定内容)

本人確認書類の提示等による確認 (本人出頭の場合)



申請時

<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄(抄)本の提出 ・ 申請者の写真の提出 ・ 本籍の入った住民票の写しの提出 (都道府県知事が住民基本台帳法第 30 条の 8 第 1 項による本人確認情報を利用するとき等は省略できる。) ・ 申請者の氏名、住所をあて名として記載した郵便はがきの提出 ・ 本人確認書類の提示 (次表参照) 	
<p>① 日本国旅券、旅券法施行規則(平成元年外務省令第 11 号)別表第 3 に掲げる書類(注 1)、又は官公庁(同規則第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受ける特殊法人及び地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人(公立大学法人を含む)並びに官公庁の共済組合を含む。)がその職員に対して発行した写真のはられた身分証明書</p>	<p>② (①をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> i (イとロを各 1 点) ii (ロを提出できない場合、イを 2 点) <p>イ (注 2)</p> <p>ロ (注 3)</p>



交付時 (郵便はがきを受領後に出頭)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請を行った者同一の者であることを証する①及び②の書類の提出
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>① 引換証 (申請時に窓口で交付された引換証を持参する)</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>② 申請先から郵送されたはがき (申請者の住民票に記載された住所あてに、転送不要郵便で送付されたはがきを持参する)</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類の提示 ・ 口頭質問の実施



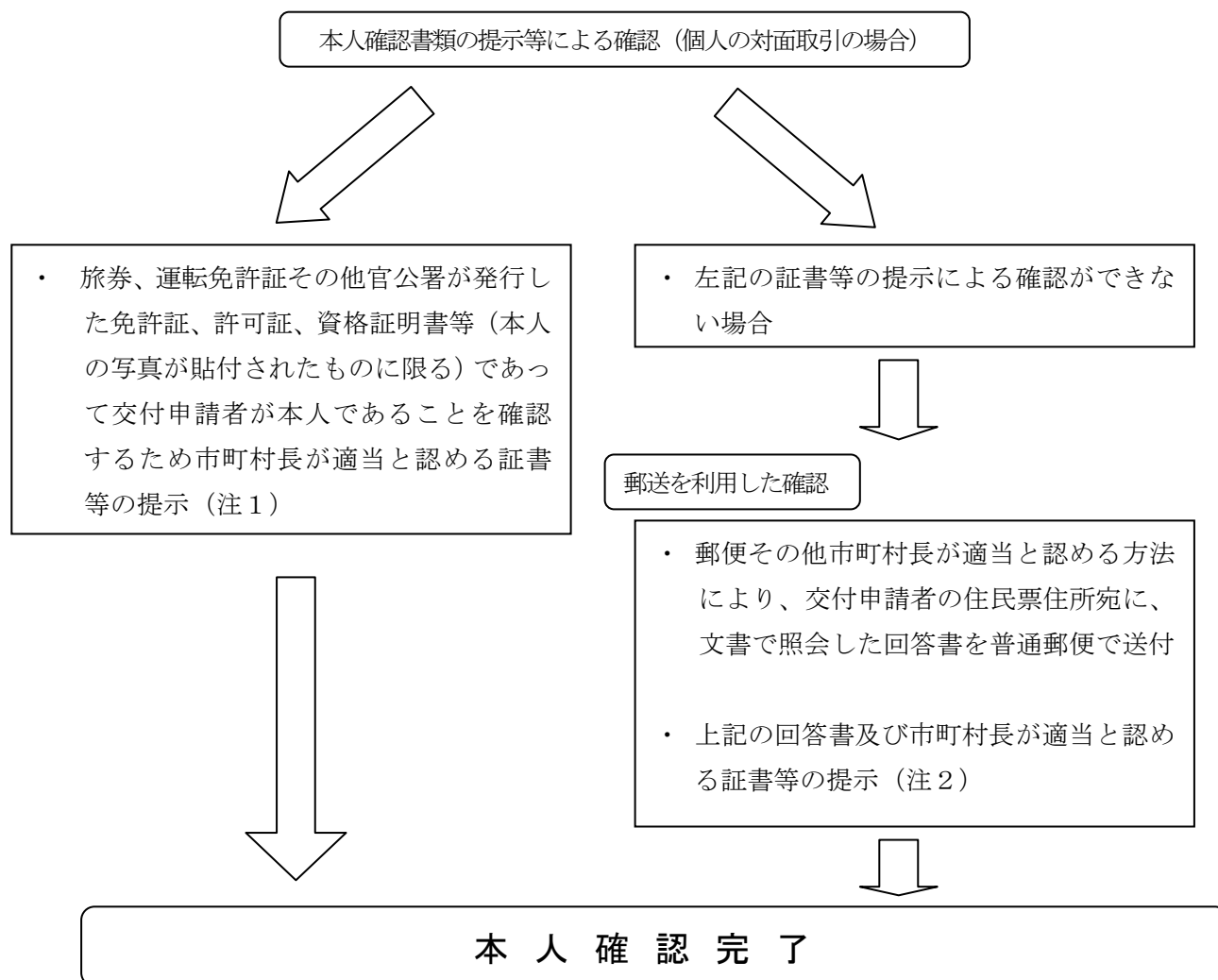
本人確認完了

- (注1) 運転免許証(我が国で発行された国際運転免許証及び仮運転免許証を含む。)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証(猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの。)、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書(警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの。)、写真付き住民基本台帳カード
- (注2) 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証(介護保険被保険者証も可とする。)、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書(これらの被保険者証等に被扶養者の氏名が記入されているときには、当該被扶養者の身元確認文書と認める。)、一般旅券発給申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(住民票の写しにより同一世帯の家族であることが立証された場合には世帯主のものでよい。)又はその他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの。
- (注3) 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真をはりつけたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの。

※ 「都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの」を二つ及び「イに準ずる書類とロの書類」の組み合わせは原則として行わないものとする。

図 1 - (1) - ② 住民基本台帳カード（写真付き）の交付における本人確認のフロー図

（個人が対面で住民基本台帳カード（写真付き）の交付を受ける際の、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等における主な規定内容）



（注 1） 官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

（注 2） 市町村長が適当と認める書類とは、注 1 の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

表 1 - (1) - ③ - a 本人確認の手順・方法等に係る国の法令等
(婚姻届) - 抜粋 -

○ 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）（抜粋）

第二十七条の二 市町村長は、届出によつて効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出（以下この条において「縁組等の届出」という。）が市役所又は町村役場に出頭した者によつてされる場合には、当該出頭した者に対し、法務省令で定めるところにより、当該出頭した者が届出事件の本人（認知にあつては認知する者、民法第七百九十七条第一項に規定する縁組にあつては養親となる者及び養子となる者の法定代理人、同法第八百十一条第二項に規定する離縁にあつては養親及び養子の法定代理人となるべき者とする。次項及び第三項において同じ。）であるかどうかの確認をするため、当該出頭した者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す運転免許証その他の資料の提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

2 市町村長は、縁組等の届出があつた場合において、届出事件の本人のうちに、前項の規定による措置によつては市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを確認することができない者があつたときは、当該縁組等の届出を受理した後遅滞なく、その者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出を受理したことを通知しなければならない。

3 何人も、その本籍地の市町村長に対し、あらかじめ、法務省令で定める方法により、自らを届出事件の本人とする縁組等の届出がされた場合であつても、自らが市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができないときは当該縁組等の届出を受理しないよう申し出ることができる。

4 市町村長は、前項の規定による申出に係る縁組等の届出があつた場合において、当該申出をした者が市役所又は町村役場に出頭して届け出たことを第一項の規定による措置により確認することができなかつたときは、当該縁組等の届出を受理することができない。

5 市町村長は、前項の規定により縁組等の届出を受理することができなかつた場合は、遅滞なく、第三項の規定による申出をした者に対し、法務省令で定める方法により、当該縁組等の届出があつたことを通知しなければならない。

○ 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）（抜粋）

第五十三条の三 戸籍法第二十七条の二第二項の法務省令で定める方法は、戸籍の附票又は住民票に記載された現住所に、転送を要しない郵便物又は信書便物として書面を送付する方法とする。

第五十三条の四 戸籍法第二十七条の二第三項の申出は、これをする者が自ら市役所又は町村役場に出頭してするものとする。

2 前項の申出は、第十一条の二第一号から第三号までに規定する方法のいずれかにより、氏名及び住所又は生年月日を明らかにしてしなければならない。この場合において、第十一条の

二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは「戸籍法第二十七条の二第三項の申出の書面」と、同条第三号中「請求を受けた」とあるのは「申出を受けた」と、「現に請求の任に当たっている者」とあるのは「申出をする者」と読み替えるものとする。

第五十三条の五 第五十三条の三の規定は、戸籍法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方法について準用する。

○ 戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（通達）（平成 20 年 4 月 7 日付け法務省民一第 1000 号）（抜粋）

第 5 届出の際の確認及び通知の手続

1 届出の際の出頭者の確認（法第 27 条の 2 第 1 項）

市区町村長は、届出によって効力を生ずべき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出（以下「縁組等の届出」という。）に際し、市区町村の窓口に出頭した者に対して、その者を特定するために必要な事項を確認するために資料の提供又は説明を求めることとされた。

これら届出の際の出頭者の確認については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該出頭した者を特定するために必要な事項及び確認の方法は、第 1 の 5 (1) アと同様のものとする（規則第 53 条、第 53 条の 2）。
- (2) (1) による確認の結果、当該届書が偽造されたものである疑いがあると認められる場合には、その受理又は不受理につき管轄法務局、地方法務局又はその支局の長（以下「管轄法務局長等」という。）に照会をするものとする。
- (3) (2) によって照会を受けた管轄法務局長等は、当該届出に係る関係者の事情聴取を行うなどして、当該届書が真正に作成されたものであるか否かについて十分調査を行った上、受理又は不受理の指示を行うものとする。
- (4) (3) による指示を受けた市区町村長は、その指示に従った処理をするものとする。不受理の指示を受けた場合において、犯罪の嫌疑があると思料するときは、告発に努めるものとする。

2 届出受理後の通知（法第 27 条の 2 第 2 項）

市区町村長は、縁組等の届出についての届出事件の本人のうちに、1 による確認をすることができなかった届出事件の本人があるときは、当該届出を受理した後遅滞なく、その者に対して、その戸籍の附票又は住民票上の現住所に、転送不要の郵便物又は信書便物を送付する方法により（規則第 53 条の 3）、当該届出が受理されたことを通知しなければならないこととされた。これらの届出受理後の通知については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 通知の対象者

ア 届出が市区町村の窓口への出頭により行われた場合

(ア) 当該出頭した者を特定するために必要な事項の確認をすることができなかったときは、届出事件の本人の全員

(イ) 当該出頭した者を特定するために必要な事項の確認をすることはできたが、当該出頭した者が届出事件の本人と異なる者（使者）であったときは、届出事件の

本人の全員

(ウ) 当該出頭した者を特定するために必要な事項の確認をすることはできたが、当該出頭した者が届出事件の本人のうちの一部の者にとどまるときは、確認することができなかった届出事件の本人

イ 届出が郵送又はオンラインによる方法により行われた場合は、届出事件の本人の全員

ウ 市区町村長は、届出の受理又は不受理についての照会に対する管轄法務局長等からの指示により届出を受理した場合であっても、ア及びイに従い、通知を行うものとする。

(2) 通知の内容等

ア 内容

届出（受理）年月日、事件名、届出人及び届出事件の本人の氏名並びに受理した旨等を通知するものとする。

法第27条の2第1項、第2項の届出事件の本人は、認知にあつては認知する者、民法第797条第1項に規定する縁組にあつては養親となる者及び養子となる者の法定代理人、同法第811条第2項に規定する離縁にあつては養親及び養子の法定代理人となるべき者とされているが、この項の届出人と届出事件の本人の概念については従来の区分に対応するものとし、通知の様式は、別紙5に準じた様式とする。

イ あて先及びあて名

(ア) あて先は、届出人の戸籍の附票又は住民票上の現住所である（規則第53条の3）が、届出日以後に住所が変更されている場合には、変更前の住所をあて先とするものとする。

(イ) 届出により氏に変更となる者についてのあて名は、変更前の氏とするものとする。

ウ 送付方法

転送不要の郵便物又は信書便物として送付する（規則第53条の3）が、その郵便物及び信書便物は、封書又は届出人以外の者が内容を読みとることのできないような処理をした葉書によるものとする。

エ 返送された場合の処理

あて先不明等により返送された通知は、再送することなく、市区町村において保管するものとする。保存期間は、当該年度の翌年から1年とするものとする。

(以下略)

表 1 - (1) - ③ - b 本人確認の手順・方法等に係る国の法令等
(住民異動届(転出)) - 抜粋 -

○ 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)(抜粋)

(転入届)

第二十二条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転入をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 六 転入前の住民票コード(転入をした者につき直前に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直前に記載した住民票コードをいう。)
- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者(同項第七号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第二十三条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転居をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第二十四条 転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。)をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第二十五条 第二十二條から第二十四條までの場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(届出の方式等)

第二十七条 この法律の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行わなければならない。

2 市町村長は、第二十二條から第二十四條まで及び第二十五條の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たっている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき（現に届出の任に当たっている者が届出をする者と同じの世帯に属する者であるときを除く。）は、当該届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

○ 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）（抜粋）

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によるものとする。

一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

(届出において明らかにする事項)

第八条の二 法第二十七条第二項に規定する総務省令で定める事項は、氏名及び住所その他の市町村長が適当と認める事項とする。

○ 住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）（平成 20 年 4 月 25 日付け総行市第 101 号・法務省民一第 1331 号）（抜粋）

第 4 届出

1 届出書の様式及び規格

届出書の様式及び規格は、法定されていないが、市町村ごとに届出書の用紙を備えつけておくこととするのが適当である。ただし、付記転出届（転出届であって当該届出に係る書面に令第 24 条の 2 で定める事項が付記されたものをいい、法第 24 条の 2 第 2 項に規定する世帯員に関する付記転出届を含む。以下同じ。）については、郵便等による届出を受理することが想定されていることから、所定の届出書以外の書式による届出も受理する必要がある。

なお、届出書の様式は、住民の利便及び事務処理の合理化の見地より、次の点に留意しつつ、合理的な様式について創意工夫されたい。

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。

2 届出の受理

届出の受理にあたっては、次の事項について審査しなければならない。

(1) 形式的審査

ア・イ (略)

ウ 届出書に届出の任に当たっている者の住所および届出の年月日が記載され、届出の任に当たっている者が署名し、または印を押しているかどうか（令第 26 条）。

(2) 実質的審査

ア 現に届出の任に当たっている者に対し、本人であるかどうか確認をするため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（法第 27 条第 2 項及び規則第 8 条）。本人確認の方法は、第 2-4-(1)-①-ア-(イ) に準じて取り扱う。

この場合において、第 2-4-(1)-①-ア-(イ)-A の書類による本人確認ができなかった場合、郵便等により転出届が行われた場合、代理人又は使者による届出で委任状の文面や署名の字体等から判断して届出者からの指定の事実を特に確認する必要がある場合等においては、市町村長の判断により、届出を受理した上で届出者本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。

特に、転出届について本人確認が十分にできなかった場合には、通知することが適当である。

通知は、次のように行うことが適当である。なお、届出者が戸籍届に係る通知文書の対象となっている場合には、それと併せて行うことも考えられる。

(ア) 内容

届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨を記載する。（様式例参

照)

(イ) 宛先

届出者本人あてに、異動前住所に送付する。

(ウ) 通知手段

封書又は本人以外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書により、転送不要の郵便物等の扱いとして送付する。

(エ) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市町村において保管するものとする。保存期間は、市町村の住民異動届の保存期間と同じとする。

本人確認の結果の記録については、次のような事項を届出書の欄外の適宜の箇所に記載することが適当である。

- ・本人確認ができた場合は、本人確認ができた旨、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を記載する。
- ・本人確認ができなかった場合は、住民異動届に本人確認ができなかった旨を記載する。
- ・通知をした場合は、通知した旨等を記載する。

(様式例) (略)

イ 現に届出の任に当たっている者が届出者の代理人又は使者であるとき(同一の世帯に属する者を除く。)は、届出の任に当たっている者に対し、届出者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする(法第27条第3項及び規則第8条の3)。この場合には、第2-4-(1)-①-ア-(ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる。

なお、親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による届出については、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると認めた場合には、必ずしも委任状の提出を求めなくてもよい。

ウ 届出をし又は附記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実に反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する。

エ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍と照合し、又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、その事実を確認したうえで、住民票の作成又は記載を行う。

(イ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する附記がされた届出が世帯員からあったときは、世帯主の確認を求める等の方法により、その資格の異動に関する事実を確認するのが適当である。

(ウ) 届出書に国民健康保険または国民年金の被保険者の資格に関する附記がない場

合においては、その者が現に加入している医療保険制度の名称または公的年金の名称を記載させ、またはきく等の方法によりその事実を確認することが適当である。

(エ) 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する附記がされた転入届を受理するにあたって、その届出書に記載された「転入をした年月日」が転出証明書に記載された「転出の予定年月日」と連続していない場合において、転入をした年月日の審査にあたっては、その間の傷病等についての保険給付等国民健康保険又は後期高齢者医療に関する事務の処理に支障が生じないように特に留意すること。

上記の審査の結果、届出書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めたうえで受理するのが適当である。

なお、審査の結果、事実と反すると認められる届出については、これに基づき住民票の記載等をすべきではないことは当然である。

表 1 - (1) - ③ - c 本人確認の手順・方法等に係る国の法令等
(戸籍謄(抄)本の交付) - 抜粋 -

○ 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)(抜粋)

第十条 戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。)を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

2 市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

3 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第十条の三 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

2 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、当該請求をする者(前条第二項の請求にあつては、当該請求の任に当たる権限を有する職員。以下この項及び次条において「請求者」という。)の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、法務省令で定める方法により、請求者の依頼又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書面を提供しなければならない。

第十条の四 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

○ 戸籍法施行規則(昭和 22 年司法省令第 94 号)(抜粋)

第十一条の二 戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項又は第二項の請求をする場合には、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、別表第一に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、外国人

登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式に掲げるもの又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもののうち、いずれか一以上の書類を提示する方法

二 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則 別記様式第一の様式に掲げるもの、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ 学生証、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（第一号に掲げる書類を除く。）で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

三 戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前二号の方法によることができないときは、当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について当該市町村長の求めに応じて説明する方法その他の市町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法

四 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第一号に掲げる書類又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士（以下「弁護士等」という。）若しくは弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示し、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものによつて請求する方法

五 （略）

○ 戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（通達）（平成 20 年 4 月 7 日付け法務省民一第 1000 号）（抜粋）

第 1 戸籍謄本等の交付の請求

1 法第 10 条第 1 項の請求（本人等請求）

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（以下「本人等」という。）がその戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求（以下「本人等請求」という。）をする場合には、請求の理

由を明らかにする必要はないが、市区町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができることとされた（法第10条第1項、第2項）。

「不当な目的」に該当する場合とは、嫡出でない子であることや離婚歴等他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し又はこれを公表するなどプライバシーの侵害につながるもの、その他戸籍の公開制度の趣旨を逸脱して戸籍謄本等を不当に利用する場合をいう。

2 法第10条の2第1項の請求（第三者請求）

本人等以外の者は、(1)の場合に限り、(2)の事項を明らかにして戸籍謄本等の交付の請求（以下「第三者請求」という。）をすることができることとされた。

(1)ウの「その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」とは、(1)ア又は(1)イに準ずる場合である。なお、婚姻をしようとする相手方の婚姻要件等又は財産的取引をしようとする相手方の行為能力等を確認するため、当該相手方の戸籍の記載事項を利用することについては、(1)ウの要件には該当しないものとする。

(1) 交付の請求ができる場合

ア 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

イ 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

ウ その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

(2) 明らかにすべき事項

ア (1)アの場合

権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

イ (1)イの場合

戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

ウ (1)ウの場合

戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

(中略)

5 法第10条の3第1項（現に請求の任に当たっている者を特定するための方法等）

戸籍謄本等の交付の請求において、現に請求の任に当たっている者は、市区町村長に対して、運転免許証を提示する方法等により当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならないこととされた。

この場合に、現に請求の任に当たっている者が自己を特定するために明らかにすべき事項（以下「明らかにすべき事項」という。）及びその方法（以下「明らかにする方法」という。）並びにそれらの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 窓口請求の場合

ア 本人等請求及び第三者請求（規則第11条の2第1号から第3号まで、第11条の3本文）

(ア) 明らかにすべき事項

氏名及び住所又は氏名及び生年月日

(イ) 明らかにする方法

① 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（規則別表第一に掲げられたもの）若しくは身分証明書で写真が貼付されたもの等（規則第11条の2第1号に掲げられた書類。以下「1号書類」という。）を1枚以上提示する方法

② ①の方法によることができないときは、国民健康保険の被保険者証等及び国又は地方公共団体を除く法人が発行した身分証明書等（規則第11条の2第2号に掲げられた書類。以下「2号書類」という。）を複数枚組み合わせ提示する方法

③ ①及び②の方法によることができないときは、市区町村長の求めに応じて戸籍の記載事項を説明する方法その他の市区町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法

(ウ) 1号書類及び2号書類については、市区町村長が提示を受ける日において有効なものに限るものとする（以下イ、ウ及び②において同じ。）。

(エ) 市区町村長は、窓口で提示された1号書類又は2号書類により、現に請求の任に当たっている者につき、氏名及び住所又は氏名及び生年月日を確認し、交付請求書にこれらの事項の記載がある場合は、その記載内容と同一であることを確認するものとする。窓口で提示された1号書類及び2号書類に写真が貼付されている場合は、現に請求の任に当たっている者が当該書類に貼付された写真の人物と同一であることを確認するものとする。

(オ) (イ) ③の「戸籍の記載事項の説明」とは、例えば、交付の請求の対象となっている戸籍の記載事項のうち、現に請求の任に当たっている者が知っているべきと考えられる事項（続柄、父母その他の親族等の氏名等）の説明をいう。

(イ) ③の「その他の市区町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法」とは、例えば、市区町村の職員と現に請求の任に当たっている者との面識を利用する方法等をいう。

(中略)

7 法第10条の4の説明要求

市区町村長は、法第10条の2第1項の第三者請求、同条第2項の公用請求及び同条第3項から第5項までの弁護士等請求については、各前段に規定する交付要件の存否を認定するに際し、それぞれの請求において明らかにすべき事項が明らかにされていないと認めるときは、請求者に対して必要な説明を求めることができるものとされた。その取扱いは、次のとおり行うものとする。

(1) 代理人による請求の場合には代理人に対し、使者による請求の場合には使者に対して、必要な説明を求めることができるものとする。

- (2) 「説明を求める」とは、請求者に口頭の説明を求めるほか、資料の提供を求めることを含むものとする。
- (3) 市区町村長は、原則として交付請求書に記載された内容自体から各交付要件の存否を認定し、明らかにすべき事項が明らかにされていないと認めるときに限り、請求者に対して必要な説明を求めるものとする。
- (4) 「明らかにすべき事項が明らかにされていないと認めるとき」とは、交付請求書に記載された内容が、①不十分である場合、②矛盾がある場合、③職務上知り得た他の事情等に照らし内容が真実でない強い疑いがある場合等である。

市区町村長は、これらの場合に、必要な説明を求めた結果、交付請求書上の記載が十分となり又は矛盾や疑いが解消されたときに限り、交付の請求を認めるものとする。

表 1 - (1) - ③ - d 本人確認の手順・方法等に係る国の法令等
(住民票の写しの交付) - 抜粋 -

○ 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) (抜粋)

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し (第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。) 又は住民票に記載をした事項に関する証明書 (以下「住民票記載事項証明書」という。) の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 当該請求をする者の氏名及び住所
- 二 現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者の氏名及び住所
- 三 当該請求の対象とする者の氏名
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

6 市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

7 第一項の規定による請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令 (昭和 60 年自治省令第 28 号) (抜粋)

(本人等の住民票の写し等の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事

項)

第四条 法第十二条第一項の規定による住民票の写し（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付の請求は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。

2 法第十二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第十二条第六項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するため特に必要があると認める場合にあつては、請求事由
- 二 法第十二条第七項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合において、請求をする者の住所以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所

（本人等の住民票の写し等の交付の請求につき請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法）

第五条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 住民基本台帳カード等であつて現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法
- 二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に請求の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法
- 三 法第十二条第七項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合にあつては、第一号又は前号の書類の写しを送付し、現に請求の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

○ 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）（抜粋）

（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続）

第四条 法第十二条の四第一項の規定に基づき住民票の写しの交付の請求をする者は、同項に基づく住民票の写しの交付の請求である旨並びに次項に規定する書類を提示した場合には、その者の住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにしなければならない。

2 第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。第六条及び第九条において同じ。）が適当と認めるものとする。

○ 住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）（平成 20 年 4 月 25 日付け総行市第 101 号・法務省民一第 1331 号）（抜粋）

第 2 住民基本台帳

4 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる（法第 12 条第 1 項）。この請求は、請求者の氏名及び住所、請求の対象とする者の氏名などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第 12 条第 2 項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第 12 条第 3 項）。この場合、現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、市町村長に対し、請求者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第 12 条第 4 項）。なお、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかとなるときには、その請求を拒むことができる（法第 12 条第 6 項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票コードの記載を省略した住民票の写し等の交付を請求することができる（法第 12 条の 2 第 1 項）。この請求は、請求をする国又は地方公共団体の機関の名称、請求の対象とする者の氏名及び住所、請求事由などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第 12 条の 2 第 2 項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第 12 条の 2 第 3 項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、住民票の写しで一定の事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に住民票の写し等を交付することができる（法第 12 条の 3 第 1 項）。また、市町村長は、特定事務受任者（弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。以下同じ。）から、受任している事件又は事務の依頼者が、前記の①から③に掲げる者に該当することを理由として、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に住民票の写し等を交付することができる（法第 12 条の 3 第 2 項）。これらの申出は、申出者の氏名及び住所、申出の対象とする者の氏名及び住所、利用の目的、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称などの所定の事項を明ら

かにしてしなければならないものとされており（法第12条の3第4項）、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の3第5項）。この場合、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、市町村長に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条の3第6項）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項及び任意事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の4第1項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の4第6項で準用する第12条第6項）。

住民票の写し等の交付の請求又は申出に当たっては、請求又は申出をする者に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書又は申出書の様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

ただし、請求者自らが現に請求の任に当たっていない場合には、現に請求の任に当たっている代理人その他の者が記載することで差し支えない。

また、請求書において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」を具体的に明らかにさせる必要がある。これらの字句をあらかじめ請求書に印刷しておき、該当するものを○で囲む方法でも差し支えない。

B 現に請求の任に当たっている者の氏名及び住所

現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人その他請求者と異なるときは、請求の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署又は押印を求めることが適当である。

なお、請求者が請求の任に当たっている場合には省略させることが適当である。

C 請求対象者の氏名

氏名のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

D 請求事由

AからCまでに掲げる事項を明らかにして請求する場合には請求事由を明

らかにさせることを要しないが、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第12条第6項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要があると認める場合には、請求事由を明らかにさせる（法第12条第2項第4号及び住民票省令第4条第2項第1号）。なお、その他市町村長が請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合としては、ストーカー行為等の被害者に係る請求である場合等が考えられる。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる。（法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号）

A 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等であつて、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は本人であることを説明させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

市町村長が適当と認める書類とは、Aに掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

本人であることを説明させる方法としては、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）について口頭で陳述させることなどが考えられる。

市町村長が適当と認めることができるのは、Aに掲げる方法に準ずる方法であり、これと同水準の本人である旨の心証形成が必要なため、このように補足的に確認のための行為を積み重ねることが適当である。

証明書等の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行うことが適当である。

さらに、これらの本人確認方法に併せて、必要に応じ、現に請求の任に当たっている者が、当該市町村の住民である場合には当該市町村の住民基本台帳と照合して本人確認を行い、代理人又は使用者であって当該市町村以外の市町村の住民である場合には住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して本人確認を行うことが考えられる。

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示させた証明書等の種類等を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

表 1 - (1) - ③ - e 本人確認の手順・方法等に係る国の法令
(普通自動車運転免許の付与) - 抜粋 -

○ 道路交通法施行規則 (昭和 35 年総理府令第 60 号) (抜粋)

(免許申請書)

第十七条 法第八十九条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第十二のとおりとする。

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付 (第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示) しなければならない。

一 運転免許 (以下「免許」という。) を受けようとする者 (以下「免許申請者」という。) が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し (同法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第二十条第二項及び第三十五条第一号において同じ。)

二 免許申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等

三 免許申請者が法第八十九条第一項の規定によりその住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会の仮運転免許 (以下「仮免許」という。) を受けようとする者である場合にあつては、その者が現に法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けている者であることを証明する書類

四 免許申請者が令第三十二条の七の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類

五 免許申請者が令第三十四条第一項又は第二項の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類

六 免許申請者が令第三十四条第三項各号又は同条第四項各号に該当する者である場合にあつては、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書類

七 健康保険の被保険者証、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの (前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。)

八 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの (以下「免許用写真」という。)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る運転免許証 (以下「免許証」という。) を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付し又は同項第二号及び第七号に掲げる書類を提示することを要しない。

表 1 - (1) - ④ 本人確認について定めた法令等の最近の動向

年 月 日	主 な 変 遷	備 考
<p>平成 11年 10月1日 (1999年)</p> <p>10月6日</p>	<p>(□ 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成11年法律第133号)が施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の閲覧対象を、住民基本台帳の一部の写し(氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項)に限定 ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの構築に当たり、住民基本台帳に関する事務処理及び本人確認情報の提供を行うための体制整備や、市町村及び都道府県等における本人確認情報の保護措置に関する事項(安全確保措置、利用提供制限など)等を規定 <p>◆ 住民基本台帳法施行規則(平成11年10月6日自治省令第35号)が施行</p> <p>(住民基本台帳カードの交付申請者等の提示書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(写真付き)であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの ② 郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類 等 	
<p>12年 4月1日 (2000年)</p>	<p>▽ 外国人登録事務取扱要領の改正について(平成12年3月1日付け法務省管登第1100号)が施行</p> <p>(本人であるかどうかの確認)</p> <p>市区町村長は、申請の受理又は登録証明書の交付等に際して市区町村の事務所に出頭した者が本人であるかどうかを、提示された旅券、提出若しくは返納された登録証明書、提出された書類及び保管されている原票等の記載内容、写真、署名等を照合し、又は質問を発するなどして確認</p>	<p>※ 12.4.1 地方分権一括法が施行(機関委任事務→法定受託事務へ移行等)</p>
<p>13年 4月1日 (2001年)</p> <p>〃</p>	<p>(□ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)が施行)</p> <p>本法は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定(本人の意思に基づき作成されたこと)や、認証業務(電子署名が本人のものであること等を証明する業務)に係る認定制度等を定めるなど、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤を整備することにより、電子商取引等社会経済活動の一層の推進を図るもの</p> <p>◆ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)が施行</p> <p>(利用者の真偽の確認の方法)</p> <p>認証業務の利用申込者の本人確認の方法として、住民票の写し、戸籍謄本・抄本等の提出に加え、①旅券、官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等で写真を貼付したものの提示を求める、②申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の提出を求める、③本人限定受取郵便等の方法により、申込事実を照会する文書を送付し、これに対する返信を受領する方法等のうち、いずれかの方法により行うこと</p> <p>※ 旅券、官公庁が発行した免許証等(写真付き)のいずれか1点以上、若しくは、各種健康保険証、年金手帳等のいずれか2点以上</p>	<p>※ 13.9.11 米国同時多発テロ発生</p>

年 月 日	主 な 変 遷	備 考
14 年 (2002 年) 12月18日	<p>(□ 戸籍法の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 174 号) が施行)</p> <p>近年、当事者の知らない間に偽造の婚姻届等が提出され、戸籍に不実の記載がされるという事件が相次いで発生・発覚したことから、その事後的な現状回復策として「申出による戸籍再製の制度」を創設</p>	<p>※ 14.6.11 テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結</p> <p>※ 14.8.5 住民基本台帳ネットワークシステム稼働</p>
15 年 (2003 年) 1月6日	<p>□ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律 (平成 14 年法律第 32 号) が施行</p> <p>本法は、金融機関等による顧客等の本人確認義務等を定め、金融機関等がテロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐものであり、本人確認関係の主な概要は、次のとおり。 (本人確認義務、本人確認記録の作成義務等) 金融機関等は、顧客等との間で預金口座の開設等、一定の取引を行うに際して、運転免許証の提示を受ける等の方法により、顧客の氏名、住居及び生年月日といった本人特定事項を確認するほか、本人確認記録の作成・保存等が必要</p> <p>◆ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則 (平成 14 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号) が施行</p> <p>(本人確認方法) 本人確認書類が、①運転免許証、旅券など写真付きの公的証明書や各種健康保険証等、第三者が入手できない公的証明書の場合は、その提示を受ける、②住民票の写しや戸籍謄本など第三者も入手できる公的証明書の場合は、その提示を受けるとともに、当該書類に記載された顧客等の住所に宛てて預金通帳等取引文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付するなどの複数の方法を規定</p> <p>▽ 「戸籍の届出における本人確認等の取扱いについて (通達)」 (平成 15 年 3 月 18 日付け法務省民一第 748 号法務省民事局長通達) が発出</p> <p>戸籍の届出における本人確認等の取扱いを定めており、ここで示された届書持参者に対する本人確認の方法は、次のとおり。 ① 運転免許証、旅券等官公署の発行に係る顔写真が貼付された証明書の提示を求める等 ② 届書持参者に対する本人確認ができなかった場合、当該届出人に対し届出が受理された旨を文書通知等</p>	<p>※ 15.8.25 住民基本台帳ネットワークシステム本格稼働</p>
16 年 (2004 年) 12月30日	<p>(□ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 164 号) が施行)</p> <p>他人名義の預金口座等を悪用したオレオレ詐欺や架空請求等の犯罪の社会問題を踏まえ、預貯金口座の不正利用を防止するため、成りすまし目的や正当な理由のない有償の預貯金通帳等の譲り受け及び勧誘行為等を処罰する規定を新設</p> <p>※ なお、本法の題名は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」 (平成 14 年法律第 32 号) に改称</p>	

年月日	主 な 変 遷	備 考
17年 (2005年) 2月23日 //	<p>▽ 「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(通知)」(平成17年2月23日付け総行市第174号総務省自治行政局長通知)が発出</p> <p>〔住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治行政局長等通知)のうち、「第4届出-2届出の受理-(2)実質的審査」に、「届出人の本人確認を行うものとする。」等の記述を追加〕</p> <p>▽ 「住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて」(平成17年2月23日付け総行市第175号総務省自治行政局市町村課長通知)が発出</p> <p>〔(本人確認の方法) 住民異動届の審査時において、①住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(写真付き)による本人確認、②証明書等の提示がない場合等における口頭質問(適宜)での確認、③本人確認ができない場合、市区町村長の判断で住民異動届を受理した旨、届出人へ通知するなど本人確認を厳格化〕</p>	
2月24日	<p>▽ 「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について」(平成17年2月24日付け総行市第192号総務省自治行政局市町村課長通知)が発出</p> <p>〔個人情報保護法が平成17年4月から全面施行されることを踏まえ、同法に基づく個人情報取扱事業者への各種義務(利用目的による制限、第三者提供の制限等)や罰則等について注意喚起を行うとともに、①閲覧の請求事由の審査を厳格に行うことが適当であること、②請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所発行の証明書等により確認することが適当であること(本人確認の方法については、住民異動審査時の本人確認に係る平成17年2月23日付け総行市第175号を参考)等について、住民基本台帳事務の留意事項を示したもの〕</p>	※ 17.4.1 個人情報保護法全面施行
5月5日	<p>□ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)が一部施行</p> <p>〔本法は、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約締結時等における本人確認に関する措置等を定め、事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用を防止を図ることを目的とするものであり、本人確認に係る主な概要は、次のとおり。 (契約締結時・譲渡時の本人確認義務等) ① 事業者及び代理店は、契約締結時及び譲渡時に、運転免許証の提示を受ける方法等により、契約者の本人確認を実施 ② 契約者による本人特定事項(氏名、住居、生年月日等)について虚偽申告の禁止(罰則)等〕</p>	
12月10日	<p>(□ 「旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第55号)」が一部施行)</p> <p>〔本法は、旅券犯罪や不法な出入国の防止を強化するため、①IC旅券の導入(偽変造対策の強化等)、②旅券犯罪に関する罰則の強化、③紛失又は焼失旅券の失効制度の導入及び旅券の再発給制度の廃止等を内容とする。〕</p>	

年月日	主な変遷	備考
18年 (2006年)	<input type="checkbox"/> 「旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第55号）」が全面施行	
	<input type="checkbox"/> 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）が全面施行	
"	<p>◆ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年12月26日総務省令第167号）が施行</p>	
	<p>（本人確認の方法） 本人確認書類が、①運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード又は旅券等、第三者が入手できない公的証明書の場合は、その提示を受ける、②戸籍謄本・抄本や住民票の写し等、第三者が入手できる公的証明書の場合は、提示を受けるとともに、当該書類に記載された相手方の住所に宛てて契約締結文書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付するなどの複数の方法を規定</p>	
11月1日	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）が施行	
	<p>何人でも住民基本台帳の氏名、住所等を閲覧請求できるという現行制度を廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築し、</p> <p>① 閲覧できる場合を限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため ・統計調査、世論調査、学術研究等のうち公益性が高いと認められるもの等 <p>② 閲覧の手続等を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧者の氏名や請求事由・申出事由等の明示 ・閲覧により知り得た事項の取扱い等に関する報告徴収等 <p>③ 偽りその他不正手段による閲覧等に対する制裁措置の強化等を規定</p>	
"	<p>◆ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第109号）が施行</p>	
	<p>（住民基本台帳の一部の写しを閲覧する場合の本人確認方法）</p> <p>① 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（写真付き）で、市町村長が適当と認める書類を提示</p> <p>② 郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類を提示</p>	

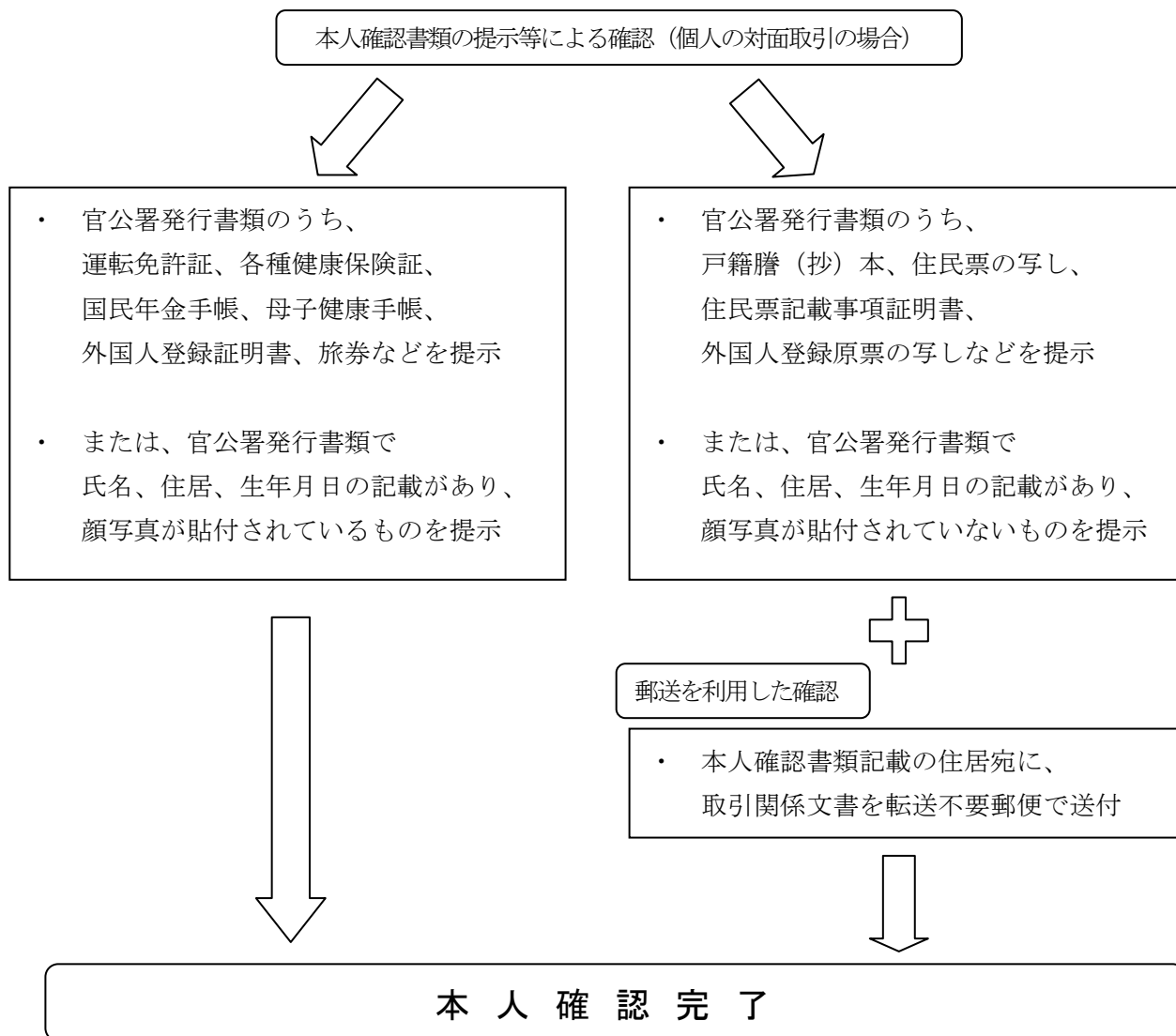
年 月 日	主 な 変 遷	備 考
<p>19 年 1月4日 (2007 年)</p> <p>8月23日</p> <p>9月19日</p>	<p>(◇ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第312号）が施行)</p> <p style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">本施行令の改正は、1,000米ドル又は1,000ユーロ相当の金額を超える電信送金について本人確認の強化を求める国際的な要請を受けて、金融機関等の窓口で10万円を超える現金の振り込みなどを行う際に、新たに本人確認を義務付け等</p> <p>▽ 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う外国運転免許証制度の対象の拡大及び運転免許申請時に提示を要する書類に関する規定の整備について（平成19年8月31日付け警察庁丁運発第110号、丁交企発第189号、丁交指発第136号警察庁交通局運転免許課長、交通企画課長、交通指導課長通達）が発出</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">（運用上の留意事項） 本人確認書類については、道路交通法施行規則に列挙されているもののほか、官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証又は資格証明書等の書類及び官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書を含む。この他の書類（学生証、民間会社の社員証）については、免許申請者の協力を得て、本人への質問、当該学校への電話照会等により、本人と確認された場合に申請を受理すること 等</p> <p>◆ 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第66号）が施行</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行に伴い、本施行規則が改定され、「運転免許申請時に提示を要する書類に関する規定」も整備（近年、他人になりすまして免許を不正に取得し、犯罪等に使用する事案が発生していることから、本人確認を強化） （運転免許申請時の提示書類） 住民票の写しの添付等に加え、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券その他書類で免許申請者が本人であることを確認できるものを提示する 等</p>	

年月日	主 な 変 遷	備 考
<p>20年 (2008年) 3月1日</p> <p>''</p>	<p><input type="checkbox"/> 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）が全面施行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本法は、特定事業者（※）による顧客等の本人確認、取引記録等の保存（7年間）、疑わしい取引の届出等の措置を定め、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするもの</p> <p>※ 特定事業者は、金融機関、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者及び貴金属等取扱事業者等や、司法書士等の士業者を含む。</p> <p>なお、本法の施行に伴い、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（平成14年法律第32号）は廃止</p> </div> <p>◆ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）が施行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（本人確認方法）</p> <p>本人確認書類が、①運転免許証、旅券など写真付きの公的証明書や各種健康保険証等、第三者が入手できない公的証明書の場合は、その提示を受ける、②住民票の写しや戸籍謄本など第三者も入手できる公的証明書の場合は、その提示を受けるとともに、当該書類に記載された顧客等の住所に宛てて取引文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付するなどの複数の方法等を規定</p> </div> <p>4月21日</p> <p>（◆ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第52号））が施行</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>後期高齢者医療制度の創設に伴い、施行規則第5条第1項第1号ロで本人確認書類として認められている書類のうち、老人保健法に基づく医療受給者証を廃止し、後期高齢者医療の被保険者証を新たに追加</p> </div>	
<p>5月1日</p> <p>''</p>	<p><input type="checkbox"/> 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）が施行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本法は、戸籍証明書の交付請求ができる場合を制限するとともに、交付請求者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等の規定を定め、また、戸籍の記載の真実性を担保するため、婚姻や縁組などの届出には、本人確認を求めるなど、戸籍に記載された個人情報を保護することを目的とするもの</p> <p>（本人確認等）</p> <p>戸籍謄本等の交付請求に当たり、請求者は運転免許証を提示する方法等により、当該請求者を特定するために必要な氏名等の事項（本人特定事項）を明らかにすること等を規定</p> </div> <p>◆ 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第27号）が施行</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（本人特定事項の確認方法）</p> <p>本人特定事項の確認方法として、①運転免許証、旅券等の国又は地方公共団体の機関が発行した書類による確認、②①の書類を所持しない場合、国民健康保険被保険者証等や写真付きの学生証等を複数組み合わせる方法、③②の方法による確認ができない場合、市町村窓口において、請求者に係る戸籍の記載事項の質問により確認する方法等を規定</p> </div>	

年月日	主な変遷	備考
〃	<p>□ 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 75 号）が施行</p> <p>何人でも住民票の写し等の交付を請求できる現行制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、成りすましの防止を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民票の写し等の交付を請求できる場合を限定 <ul style="list-style-type: none"> ・自己又は自己と同一世帯に属する者による請求 ・国・地方公共団体の機関による請求 ・その他、住民票の記載事項を確認する正当な理由がある者による請求（自己の権利行使や義務履行に必要な場合など） ② 住民票の写し等を交付する際の本人確認を規定 ③ 転出・転入等の届出の際の本人確認を規定 等 	
〃	<p>◆ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（平成 20 年総務省令第 38 号）が施行</p> <p>（本人確認方法—本人等の住民票の写し等の交付請求の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（写真付き）の書類の提示 ② ①によることができない場合、市町村長が適当と認める書類の提示・提出又は本人であることの説明等市町村長が適当と認める方法 ③ 送付を求める場合、①又は②の書類の写しを送付し、請求者の住所を送付場所に指定する方法その他の市町村長が適当と認める方法 等 	
〃	<p>◆ 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（平成 20 年総務省・法務省令第 1 号）が施行</p> <p>（本人確認方法） 前出の平成 20 年総務省令第 38 号に準じる。</p>	
〃	<p>▽ 住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（平成 20 年 4 月 25 日総行市第 101 号、法務省民一第 1331 号）が施行</p> <p>改正後—（本人確認方法—例えば、本人等の請求による住民票の写し等の交付（窓口請求）の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、市町村長が適当と認める書類を提示 官公署が発行した免許証、許可証等としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、耐空検査員の証、宅地建物取引主任者証、船員手帳等を例示 ② ①によることができない場合、市町村長が適当と認める書類の提示・提出又は本人であることの説明等市町村長が適当と認める方法 市町村長が適当と認める書類としては、①の書類が更新の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳等を例示。また、市町村長の判断で、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等も採用可能。これらの書類については、複数提示を求めることも想定 本人であることを説明させる方法としては、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）について口頭で陳述させることなどが想定。 等 	

図 1 - (2) - ① 預貯金口座の新規開設における本人確認のフロー図

(個人が対面取引で預貯金口座の新規開設を行う際の、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号) 等における主な規定内容)

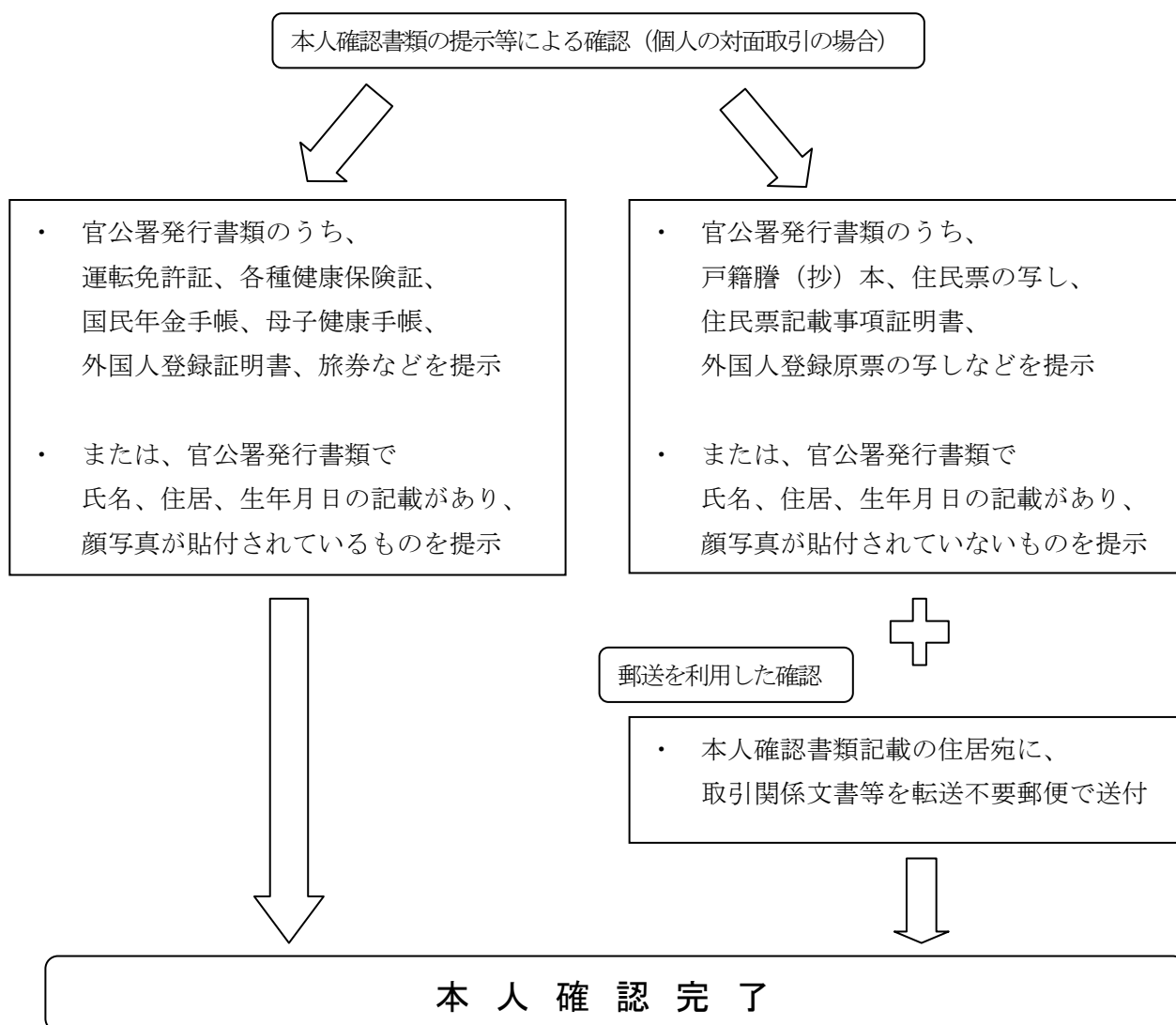


(注 1) 本人確認書類については、有効期限のある証書等については、金融機関が提示を受ける日において有効なもの、有効期限のない証書等については、金融機関が提示を受ける日の前 6 か月以内に作成されたものに限られる。

(注 2) 本人確認書類に記載されている住居が現在のものでないとき、又は住居の記載がないときは、他の本人確認書類や公共料金領収書等(領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、提示を受ける日の前 6 か月以内に作成されたものに限り)の提示を受け、現在の住居を確認する。

図 1 - (2) - ② 携帯電話等の加入契約における本人確認のフロー図

(個人が対面取引で携帯電話の加入契約を行う際の、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）等における主な規定内容)



(注 1) 本人確認書類については、有効期限のある証書等については、携帯音声通信事業者が提示を受ける日において有効なもの、有効期限のない証書等については、携帯音声通信事業者が提示を受ける日の前 6 か月以内に作成されたものに限られる。

(注 2) 本人確認書類に記載されている住居が現在のものでないとき、又は住居の記載がないときは、他の本人確認書類や公共料金領収書等（領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、提示を受ける日の前 6 か月以内に作成されたものに限る）の提示を受け、現在の住居を確認する。

表 1 - (2) - ③ 本人確認の手順・方法等に係る国の法令
(預貯金口座の新規開設) - 抜粋 -

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 株式会社商工組合中央金庫
- 十五の二 株式会社日本政策投資銀行
- 十六 保険会社
- 十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十八 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 十九 共済水産業協同組合連合会
- 二十 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十一 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 二十二 金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者
- 二十三 信託会社
- 二十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
- 二十五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。）
- 二十六 無尽会社

- 二十七 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
- 二十八 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者
- 二十九 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員
- 三十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
- 三十一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関
- 三十一の二 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関
- 三十二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 三十三 本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者
- 三十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業務を行う者
- 三十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者
- 三十六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）
- 三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者
- 三十八 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客あての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。第二十条第一項第十一号において同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡す

る役務を提供する業務を行う者

三十九 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人

四十 司法書士又は司法書士法人

四十一 行政書士又は行政書士法人

四十二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人

四十三 税理士又は税理士法人

（本人確認義務等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（第八条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客（同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。）又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（以下「特定取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十四号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十五号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十六号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十七号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引

る者		
第二条第二項第三十八号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。） 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十二号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十三号に掲げる者	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）（抜粋）

（本人確認方法）

第三条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等（同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人（以下「みなし顧客等」という。）を含む。以下同じ。）又は代表者等（同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ロ及びトに掲げるものを除く。）の提示（当該顧客等の同条第一号へに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号ロ、へ又はトに掲げるものの提示（同号へに掲げる書類の提示にあつては、当該顧客等の当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあてて、預金通帳その他の当該顧客等又は代表者等との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

ハ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し（特定事業者（法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が作成した写しを含む。）を第九条の規定により本人確認記録（法第六条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）に添付するとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに第十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第九号に掲げる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法

ホ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引（法第四条第一項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に関する情報の送信を受ける方法

ヘ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が発行した電子証明書（以下この号において「公的電子証明書」という。）及び当該公的電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を当該公的電子証明書により確認される同項 に規定する電子署名が行われた特定認証業務（電子署名法第二

条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。)の利用の申込みに関する情報の送信と同時に受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。この場合において、当該特定事業者が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない。)

ト 当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項に規定する総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客等又は代表者等に係る公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客等又は代表者等から、公的電子証明書及びへに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引に関する情報の送信を受ける方法

チ 令第八条第一項第一号ハからヨまでに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(法第四条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。)を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認する方法(この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。)

(本人確認書類)

第四条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類及び第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ヘ及びト、第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

- 一 自然人(第三号及び第四号に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか
 - イ 特定取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
 - ロ 印鑑登録証明書(イに掲げるものを除く。)、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書(地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。)、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所

その他の事項を証する書類をいう。)

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ホ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真をはり付けたもの

ト イからへまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

図 2 - (3) - ① 転送不要郵便を利用した本人確認のフロー図

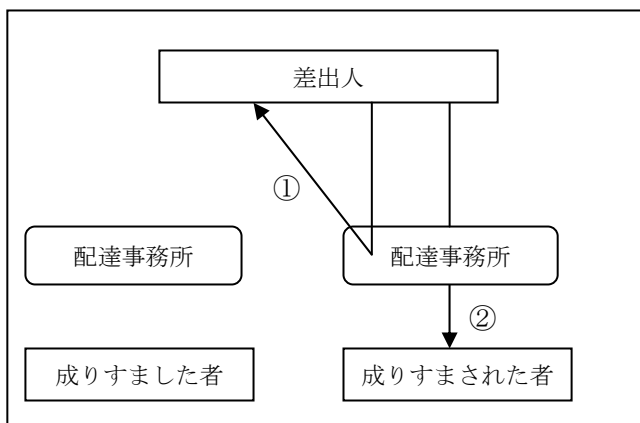
転送不要郵便

差出人が郵便物の宛先面に「転送不要」と記載することで、たとえ転居届が郵便事業株式会社の事務所（郵便局を含む）に出されていても、転送サービスを実施せずに差出人に返送する取扱。
 郵送を利用した本人確認においては、当該行政手続や民間取引で発行される証書等などの関係書類を、転送不要郵便で住民票住所あてに送付することで、成りすまし防止対策としての効果が期待される。

- 郵送を利用した本人確認を行った場合の成りすまし防止の効果の分類
 (他人に成りすました者が自己の宛先で申請等した場合)

パターン1

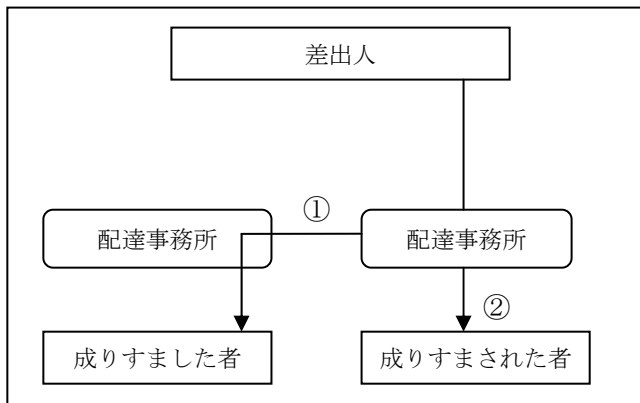
住民票住所に転送不要郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合
 → 配達事務所は転送サービスを実施せず差出人に返送する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合
 → 配達事務所は成りすまされた者に送付する

パターン2

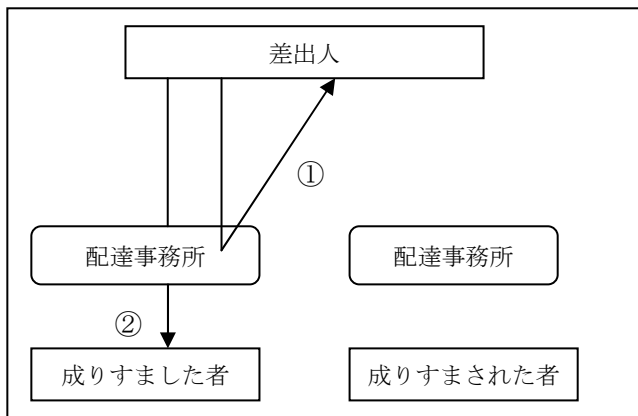
住民票住所に転送可能郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合
 → 配達事務所は転送サービスを実施し、成りすました者に送付する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合
 → 配達事務所は成りすまされた者に送付する

パターン3

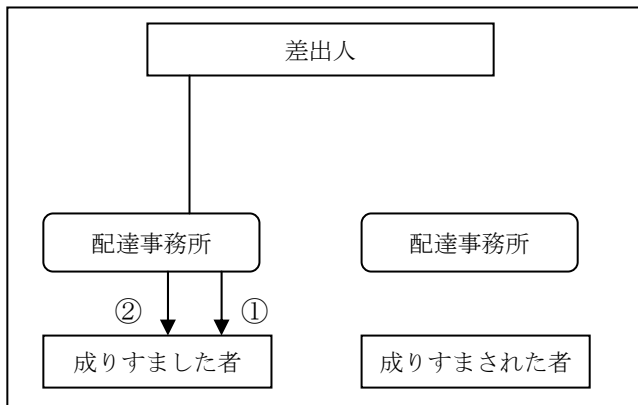
申出住所に転送不要郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合
→ 配達事務所は転送サービスを実施せず差出人に返送する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合
→ 配達事務所は成りすました者に送付する

パターン4

申出住所に転送可能郵便で送付した場合



- ① 成りすました者により転居届が出されている場合
→ 配達事務所は転送サービスを実施し、成りすました者に送付する
- ② 成りすました者により転居届が出されていない場合
→ 配達事務所は成りすました者に送付する

現在、「転送可能郵便」で送付している手続については、送付方法を「転送不要郵便」とすることで、申請者等の「同一性」の担保を高める余地がある。ただし、例えば、独居者が長期入院等の事情で住民票住所を不在にし、郵便事業株式会社の転送サービスを利用しているケースなど、転送不要郵便による送付が申請者等への証書等の到達を困難にする場合もある。転送不要郵便で送付することについての事前の周知・説明の徹底、証書等の使用開始時期との関係で余裕のある送付時期の設定、転送不要郵便によることに支障がある申請者等について他の本人確認の手法（本人確認書類の提示など）の活用など、申請者等に対する別途の配慮も必要である。

表 4 - (1) - ① 国の法令・通知による本人確認の手順・方法等の規定及び運用状況
(規範性・明確性、統一性)

凡例 (I)

表 4 - (1) - ①は、調査対象とした 79 行政手続 (国立大学法人の学生証の交付及び私立大学の学生証の交付を含む。) 及び民間取引に係る 3 手続において、申請者等が本人であることの確認の手順・方法等が、①国の法令又は通知で規定されているか (規範性・明確性)、②出先機関等や事業者の間で運用に差異がないか (統一性) という観点から分析し、その結果を取りまとめたものである。

調査の時期は平成 18 年 8 月～11 月であり、調査結果は、その時点における制度・運用に基づいている。

本表で使用した項目及び各欄の記号・略称の主な内容は、以下のとおりである。

- 1 「1) 行政手続等の性格による区分」欄は、国民との関係における各手続の性格に着目して、調査対象の行政手続等を性格の類似した手続ごとに区分 (10 区分。例えば、「個人に関する基幹的な公正証書原本記録の作成・変更」等) したものである。
- 2 「2) 事務の種類」欄は、行政手続の事務の種類を示す。①は「国の機関の事務」、②は「国が公益法人に委託した事務」、③は「法定受託事務」、④は「自治事務」、⑤は「健康保険組合等公法人の事務」、⑥は「独立行政法人の事務」、⑦は「その他」をそれぞれ示している。(民間取引は「/」とした。)
- 3 「3) 規範性・明確性の観点」は、当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているかを示す。
 - (1) 「本人確認に係る規定の有無」
 - ア 「4) 本人確認固有行為」欄は、本人確認を行うことを固有の目的とする手順・方法等が国の法令・通知で規定されている場合、その法令等 (法令番号、通知番号) を記載。
 - イ 「5) 事実上の本人確認行為」欄は、申請書等の添付書類等の確認を通じて事実上、本人確認も行っているなど、事実上、申請者等の「実在性」(架空の人物でないこと) や「同一性」(他人への成りすましてないこと) を担保する手順・方法等が国の法令・通知で規定されている場合、その法令等 (法令番号、通知番号) を記載。
 - ウ ア、イについて、国の法令・通知がない場合、「-」を記載。
 - (2) 「6) 規定されている本人確認の手順・方法等」欄は、(1) で記載した国の法令・通知が、本人確認の具体的な手順・方法等として、「本人確認書類の提示等による本人確認」、「面談等による本人確認」、「郵送を利用した本人確認」、「その他の本人確認」のいずれを規定しているかを記載。
- 4 「7) 統一性の観点」は、当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等の間や事業者の間で運用に差異がないかを示す。
 - ア 「8) 差異の有無」欄は、調査対象とした出先機関等の間や事業者の間の本人確認の手順・方法等の運用の差異の「有」、「無」を記載。(調査対象機関が 1 機関である行政手続については「-」を記載。)
 - イ 「9) 差異の内容」欄は、調査対象とした出先機関等の間や事業者の間の差異の内容を

前述3(2)の4区分ごとに簡潔に記載。具体的な内容は、「10(説明)」欄に記載。

- 5 「11) 平成18年度年間取扱件数」欄は、調査で把握した、平成18年度におけるそれぞれの行政手続等の全国の機関における取扱件数を示す。(平成18年度以外の取扱件数を記載したものは、それぞれの欄に注記した。)

調査で件数を把握できなかったものについては、「不明」と記載した。

- 6 「12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの」欄は、それぞれの行政手続で発行される証書等で、別の行政手続や民間取引における本人確認書類として二次利用される証書等の名称を記載した。

こうした証書等が発行されない行政手続等については「/」とした。

表4-(1)-① 国の法令・通知による本人確認の手順・方法等の規定及び運用状況（規範性・明確性・統一性）

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名（調査対象数）	手続の目的（根拠規定等）	3) 規範性・明確性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参 考			
							本人確認に係る規定の有無		6) 規定されている本人確認の手順・方法等			8) 差異の有無		9) 差異の内容			10) (説明)	11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等として二次利用されるもの	
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認				
個人に関する基幹1的な公正証書原本記録の作成・変更	1	住民異動届（転出）	総務省	④	市区町村 (34)	転出をする者は、あらかじめ市町村長にその旨を届け出なければならない。（住民基本台帳法、住民基本台帳法施行令）	通知（平成17年2月23日付け総務省令第175号）※平19.6に法令を改正し、従来は通知で規定されていた本人確認が法令等に基づき行われることとなった。（平成20年5月1日施行）	通知（平成17年2月23日付け総務省令第175号）	通知（平成17年2月23日付け総務省令第175号）	通知（平成17年2月23日付け総務省令第175号）	—	有	届出の際の提示等書類	届出の際の口頭質問を要する場合	確認通知書の送付方法（転送可能、転送不要）	—	—	—	407	・届出の際の本人確認書類について、「公的機関発行（写真付き）【運転免許証、一般旅券等】、公的機関発行（写真なし）【国民年金手帳、健康保険被保険者証等】又は民間機関発行【社員証、キャッシュカード等】として市町村が多い。他方、「公的機関発行（写真付き）【運転免許証、一般旅券等】」に限定している市町村が一部にみられた。 ・届出の際の口頭質問について、「適宜」の実施に止めている（必須とはしていない）市町村が多い。他方、「民間機関発行の本人確認書類【社員証、キャッシュカード等】の提示があった場合の口頭質問による確認を実施している市町村、実施していない市町村が一部にみられた。 ・本人確認書類で確認できなかった場合などに本人に送付する確認通知書の郵送方法について、住民票住所に「転送可能郵便」で送付している市町村が多い。他方、住民票住所に「転送不要郵便」で送付している市町村が一部にみられた。
個人に関する基幹1的な公正証書原本記録の作成・変更	2	印鑑登録（個人）	総務省	④	市区町村 (34)	印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする印鑑を持参して市町村長に申請しなければならない。市町村長は、印鑑登録原票に印影等を登録する。（国の規定なし）	—	—	—	—	—	有	申請の際の提示等書類 後日交付の際の提示等書類	—	引換証の送付を要する場合（即日交付をしない場合）	—	—	不明	・申請の際の本人確認書類について、「公的機関発行（写真付き）【運転免許証、一般旅券等】」の提示の場合、印鑑カードを即日交付し、それ以外の証書等の場合は回答書（引換証）を郵送して後日交付している市町村が多い。他方、「公的機関発行（写真なし）2点【健康保険被保険者証と厚生年金手帳など】、公的機関発行（写真なし）及び民間機関発行の2点【健康保険被保険者証と社員証など】、民間機関発行2点【社員証とキャッシュカードなど】のいずれか」の提示で印鑑カードを即日交付（ただし、疑義がある場合は口頭質問を実施）している市町村が一部にみられた。 ・印鑑カードの後日交付の際に、回答書（引換証）の提出に加えて「公的機関発行の本人確認書類【国民年金手帳、健康保険被保険者証等】の提示」を求めている市町村が多い。他方、印鑑カードの後日交付の際に、窓口で回答書（引換証）のみ提出を求め確認している市町村が一部にみられた。	
個人に関する基幹1的な公正証書原本記録の作成・変更	3	婚姻届	法務省	③	市区町村 (34)	婚姻をしようとする者は、本籍地または所在地の市町村長にその旨を届け出なければならない。（民法、戸籍法）	通知（平成15年3月18日付け法務省民一第748号）※平19.5に法令を改正し、従来は通知で規定されていた本人確認が法令等に基づき行われることとなった。（平成20年5月1日施行）	通知（平成15年3月18日付け法務省民一第748号）	通知（平成15年3月18日付け法務省民一第748号）	通知（平成15年3月18日付け法務省民一第748号）	通知（平成15年3月18日付け法務省民一第748号） （虚偽の届出の疑いがある場合、管轄法務局長等に照会し、これを受けた法務局長等は調査する）	有	届出の際の提示等書類	届出の際の口頭質問を要する場合	確認通知書の送付方法（転送可能、転送不要）	—	—	75	・届出の際の本人確認書類について、「公的機関発行（写真付き）【運転免許証、一般旅券等】」としている市町村が多い。他方、「民間機関発行【社員証、クレジットカード等】で可」としている市町村や「公的機関発行（写真なし）【国民年金手帳、健康保険被保険者証等】又は民間機関発行【社員証、クレジットカード等】」でも口頭質問を組み合わせて可」としている市町村などが一部にみられた。 ・本人確認書類で確認できなかった場合などに本人に送付する確認通知書の郵送方法について、住民票住所に「転送可能郵便」で送付している市町村が多い。他方、住民票住所に「転送不要郵便」で送付している市町村が一部にみられた。	
個人に関する基幹1的な公正証書原本記録の作成・変更	4	出生届	法務省	③	市区町村 (16)	出生の届出は、父又は母等がこれをしなければならない。医師、助産師又はその他の者が出産に立ち会った場合には、医師、助産師、その他の者の順序に従ってそのうちの一人が作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。（戸籍法）	—	法律（昭和22年法律第224号）	法律（昭和22年法律第224号）	—	—	有	届出の際の提示等書類	—	—	—	—	112	・申請の際の本人確認書類について、「母子健康手帳及び母親の氏名が記載されている出生証明書」としている市町村が多い。他方、「母親の氏名が記載されている出生証明書」のみとしている市町村が一部に見られた。また、「母子健康手帳及び母親の氏名が記載されている出生証明書」としている市町村の一部には、これらの書類に加えてさらに「公的機関発行【運転免許証、一般旅券等】又は民間機関発行【社員証、クレジットカード等】の本人確認書類の提示」を求めているところが見られた。	
個人に関する基幹1的な公正証書原本記録の作成・変更	5	外国人の新規登録	法務省	③	市区町村 (18)	本邦に在留する外国人は、その居住地の市町村の長に対し登録の申請をしなければならない。市町村の長は、申請があつたときは、当該申請に係る外国人について外国人登録原票に登録し、外国人登録証明書を当該申請をした者に交付しなければならない。（外国人登録法）	法律（昭和27年法律第125号）及び通知（平成12年3月1日付け法務省管登第1100号別冊）	法律（昭和27年法律第125号）及び通知（平成12年3月1日付け法務省管登第1100号別冊）	法律（昭和27年法律第125号）及び通知（平成12年3月1日付け法務省管登第1100号別冊）	—	通知（平成12年3月1日付け法務省管登第1100号別冊） （申請時に外国人登録証明書交付予定期間指定書を手交し、後日、同指定書と引き換えに証書を交付する）	無	—	—	—	—	—	34	外国人登録証明書	

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参考						
							6) 本人確認に係る規定の有無 規定されている本人確認の手順・方法等					8) 差異の有無					9) 差異の内容					11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	10) (説明)						
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	14	雇用保険就業促進手当(就業手当)の給付決定	厚生労働省	①	公共職業安定所 (9)	受給資格者が、就業手当の支給を受けようとするときは、公共職業安定所に申請する。(雇用保険法施行規則)	-	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	-	-	-	-	-	-	-	-	不明					
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	15	教育訓練給付金の給付決定	厚生労働省	①	公共職業安定所 (9)	受給資格者が、教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、公共職業安定所に申請する。(雇用保険法施行規則)	-	通知(平成19年8月業務取扱要領)	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	-	-	-	-	-	-	-	-	14					
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	16	高齢雇用継続基本給付金の給付決定	厚生労働省	①	公共職業安定所 (9)	被保険者が、高齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときに申請する手続(雇用保険法施行規則)	-	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	-	-	-	-	-	-	-	-	196					
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	17	育児休業基本給付金の給付決定	厚生労働省	①	公共職業安定所 (9)	被保険者が、育児休業基本給付金の支給を受けようとするときは、公共職業安定所に申請する。(雇用保険法施行規則)	-	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	省令(昭和50年労働省令第3号)通知(平成19年8月業務取扱要領)	-	-	-	-	-	-	-	-	57					
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	18	国民年金第3号被保険者資格の認定	厚生労働省	①	社会保険事務所 (7)	法第7条第1項第3号に該当する者及び法第8条第5号により被保険者資格を取得した者は、厚生労働省の定めるところにより、その資格の取得等をその配偶者である第2号被保険者を使用する事業主等を経由して社会保険庁長官に届け出なければならない。法第7条第2項に規定する主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、社会保険庁長官の定めるところにより、管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長が行う。(国民年金法、国民年金法施行令)	-	省令(昭和35年厚生省令第12号)	省令(昭和35年厚生省令第12号)	-	-	-	-	-	-	-	-	140					
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	19	児童扶養手当の認定	厚生労働省	③	福祉事務所 (18)	児童扶養手当の支給を受けようとする者は、その受給資格と支給される手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。(児童扶養手当法)	-	省令(昭和36年厚生省令第51号)	省令(昭和36年厚生省令第51号)	-	-	-	-	有	後日交付の際の提示等書類	-	送付する郵便物(証書等現物、引換証)	-	不明	児童扶養手当証書			
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	20	特別障害者手当の現況確認	厚生労働省	③	福祉事務所 (9)	特別障害者手当の受給者は、所得状況届を都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出する。(障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令)	-	省令(昭和50年厚生省令第34号)	省令(昭和50年厚生省令第34号)	-	-	-	-	有	届出の際の提示等書類	-	-	-	不明				
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	21	特別児童扶養手当の認定	厚生労働省	③	都道府県、市区町村 (8)	特別児童扶養手当の支給を受けようとする者は、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	-	省令(昭和39年厚生省令第38号)	省令(昭和39年厚生省令第38号)	-	-	-	-	有	後日交付の際の提示等書類	-	-	-	不明	特別児童扶養手当証書			
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	22	特別児童扶養手当の現況確認	厚生労働省	③	都道府県、市区町村 (15)	特別児童扶養手当の受給者は、所得状況届を都道府県又は市区町村長に提出しなければならない。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	-	省令(昭和39年厚生省令第38号)	省令(昭和39年厚生省令第38号)	-	-	-	-	有	届出の際の提示等書類	-	-	-	不明				

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参 考			
							6) 本人確認に係る規定の有無					8) 9) 差異の有無					11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの		
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認			10) (説明)	
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	23	国民年金被保険者資格の確認(20歳到達)	厚生労働省	③	市区町村 (34)	法第7条の規定による被保険者は、同条第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者については、二十歳に達したとき等に被保険者の資格を取得する。当該被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得等を市町村長に届け出なければならない。(国民年金法)	-	-	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	-	522	年金手帳 (注) 調査対象とした市区町村の一部で状況が把握できなかったものであり、「郵送した加入案内通知書で確認していない」ところがみられたわけではない。
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	24	企業年金連合会老齢年金給付の裁定	厚生労働省	⑤	企業年金連合会 (1)	年金給付の裁定請求は、加入していた厚生年金基金若しくは企業年金連合会に請求書を提出することにより行う。(厚生年金基金規則)	-	省令(昭和41年厚生省令第34号)	省令(昭和41年厚生省令第34号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.3	
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	25	中小企業退職金共済制度に係る退職金の給付決定	厚生労働省	⑥	独立行政法人勤労者退職金共済機構 (1)	中小企業退職金共済制度の被共済者等が退職したときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に退職金の給付を請求する。(中小企業退職金共済法施行規則)	-	省令(昭和34年労働省令第23号)	省令(昭和34年労働省令第23号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	
3-① 公的な給付の受給資格の付与(金銭給付主体)	26	農業者年金(旧制度)に係る受給権の裁定	農林水産省	⑥	独立行政法人農業者年金基金(委託先:農業協同組合(裁定請求書の受理)) (8)	農業者年金(旧制度)に係る給付(農業者老齢年金)を受けようとするときは、独立行政法人農業者年金基金に裁定を請求する。(農業者年金基金法の一部を改正する法律)	-	省令(昭和45年厚生省農林水産省令第2号)通知(昭和46年1月旧農業者年金事業農業協同組合事務取扱要領)	省令(昭和45年厚生省農林水産省令第2号)通知(昭和46年1月旧農業者年金事業農業協同組合事務取扱要領)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	0.3	
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	27	地方公務員共済組合員の認定	総務省	⑤	地方公務員共済組合 (4)	地方公共団体からの組合員資格取得届の提出を受け、地方公務員共済組合が、地方公共団体の職員を組合員に認定する。組合員には共済組合員証が交付される。(地方公務員等共済組合法施行規程)	-	省令(昭和37年総務府・文部省・自治省令第1号)	-	-	-	-	-	無	省令(昭和37年総務府・文部省・自治省令第1号)	-	-	-	不明	地方公務員共済組合員証
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	28	健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	厚生労働省	①	社会保険事務所 (8)	事業主は、健康保険法第3条(政府管掌)、厚生年金保険法第9条若しくは10条に該当する者を雇用したときは、社会保険事務所に届け出なければならない。(健康保険法、厚生年金保険法)	-	-	-	-	-	-	-	無	-	-	-	-	450	健康保険被保険者証・年金手帳
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	29	船員保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	厚生労働省	①	社会保険事務所 (7)	船舶所有者は、船員法第1条、厚生年金保険法第9条若しくは10条に該当する者を雇用したときは、社会保険事務所に届け出なければならない。(船員保険法、厚生年金保険法)	-	-	-	-	-	-	-	無	-	-	-	-	3	船員保険被保険者証・年金手帳
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	30	船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給の認定	厚生労働省	①	社会保険事務所 (7)	船員保険の被保険者等は、資格喪失前の傷病により療養の給付を受ける場合は、社会保険事務所に届け出なければならない。(船員保険法施行規則)	通知(平成17年庁文発第0720001号)	省令(昭和15年厚生省令第15号)	省令(昭和15年厚生省令第15号)通知(平成17年庁文発第0720001号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	不明	船員保険被保険者証(継続療養受給者)・船員保険継続療養証明書等
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	31	健康保険日雇特例被保険者手帳の交付	厚生労働省	①	社会保険事務所 (8)	日雇特例被保険者になった者が、社会保険事務所に日雇特例被保険者手帳の交付を申請する。(健康保険法)	通知(平成17年庁文発第0720001号)	省令(大正15年内務省令第36号)	省令(大正15年内務省令第36号)通知(平成17年庁文発第0720001号)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	1.2	健康保険日雇特例被保険者手帳 ・申請の際の本人確認書類について、「住民票の写し」を提出させている社会保険事務所が多い。他方、省令の規定とは異なり、「事業所発行の居所証明書の提出でも可」としている社会保険事務所が一部にみられた。
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	32	戦傷病者の認定	厚生労働省	③	都道府県 (9)	旧軍人・軍属等であって、公務により一定程度以上の障害を負った者は、障害の程度について都道府県知事の認定を受けることができる。認定を受けた者は、戦傷病者手帳が交付される。(戦傷病者特別援護法)	-	省令(昭和38年厚生省令第46号)通知(平成17年4月戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領)	省令(昭和38年厚生省令第46号)通知(平成17年4月戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	不明	戦傷病者手帳

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参考					
							6) 本人確認に係る規定の有無					8) 差異の有無					10) (説明)	11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの			
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	9) 差異の内容	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認				その他の本人確認		
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	33	老人保健法75歳到達の届出	厚生労働省	③	市区町村 (16)	加入者は、法第25条第1項第1号に該当するに至ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに市町村長にその旨を届け出なければならない。(老人保健法)	-	省令(昭和58年厚生省令第2号)	省令(昭和58年厚生省令第2号)	-	-	-	-	有	-	-	証書等の送付を要する場合(即日交付をしない場合)	-	-	不明	老人医療受給者証	
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	34	妊娠の届出(母子健康手帳)	厚生労働省	④	市区町村 (16)	妊娠した者は、市区町村長に届出をしなければならない。市区町村長は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。(母子保健法)	-	-	-	-	-	-	有	届出の際の確認の実施	-	-	-	住民基本台帳検索の実施	-	113(H17)	母子健康手帳	
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	35	身体障害者の認定	厚生労働省	④	市区町村 (32)	法及び政令に規定される程度の障害を有する者は、障害が法別表等に該当するか否かについて、都道府県知事の認定を受けることができる。認定を受けた者は、身体障害者手帳が交付される。(身体障害者福祉法、同施行令)	-	省令(昭和25年厚生省令第15号)	省令(昭和25年厚生省令第15号)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	-	不明	身体障害者手帳	
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	36	療育手帳等の交付	厚生労働省	④	福祉事務所 (10)	知的障害者又はその保護者が、居住地の福祉事務所の長等を経由して都道府県知事に対し、療育手帳の交付を申請する。(国の規定なし)	-	-	-	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	住民基本台帳検索の実施	-	不明	療育手帳・愛の手帳
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	37	政令で定める精神障害の状態であることの認定	厚生労働省	④	市区町村 (18)	精神障害者が政令に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。認定を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳が交付される。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、同施行令)	-	省令(昭和25年厚生省令31号)通知(平成7年健医発第1132号)	省令(昭和25年厚生省令31号)通知(平成7年健医発第1132号)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	住民基本台帳検索の実施	-	7	精神障害者保健福祉手帳
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	38	介護保険被保険者証の交付(65歳到達)	厚生労働省	④	市区町村 (31)	65歳に達した者に対し、市区町村長が介護保険被保険者証を交付する。(介護保険法、介護保険法施行規則)	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	証書等現物の送付方法(転送可能、転送不要)	-	-	不明	介護保険被保険者証	
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	39	要介護(要支援)の認定	厚生労働省	④	市区町村 (31)	被保険者が、要介護(要支援)度について、市区町村の認定を受ける。(介護保険法)	-	法律(平成9年法律第123号)省令(平成11年厚生省令第36号)	法律(平成9年法律第123号)省令(平成11年厚生省令第36号)	法律(平成9年法律第123号)	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	-	-	不明	
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	40	国民健康保険被保険者の資格取得の届出	厚生労働省	④	市区町村 (34)	市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は法第6条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。世帯主は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得に関する事項等を市町村に届け出なければならない。(国民健康保険法)	-	-	-	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	証書等・引換証の送付を要する場合(即日交付をしない場合)	送付する郵便物(証書等現物、引換証)	-	-	697	国民健康保険被保険者証

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参 考									
							本人確認に係る規定の有無					8) 差異の有無					11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの								
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	6) 規定されている本人確認の手順・方法等	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認			その他の本人確認	10) (説明)						
3-② 公的な給付の受給資格の付与(サービス給付主体)	41	健康保険被保険者の資格の取得の認定(組合)	厚生労働省	⑤	健康保険組合 (4)	事業主は、健康保険法第3条(組合管掌)に該当する者を雇用したときは、健康保険組合に届け出なければならない。(健康保険法)	-	-	-	-	-	-	有	届出の際の提示等書類	-	-	-	-	-	-	-	・届出の際の本人確認書類について、「住民票の写し又は戸籍謄本」で確認している組合が見られる一方で、「住民票の写し又は戸籍謄本」を求めている組合もみられた。	323	健康保険被保険者証(組合)		
4 免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	42	普通自動車運転免許の付与	警察庁	④	都道府県公安委員会 (9)	自動車運転しようとする者は、公安委員会に免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。当該公安委員会は、試験に合格した者に対し、運転免許証を交付する。(道路交通法)	-	府令(昭和35年総理府令第60号)	府令(昭和35年総理府令第60号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	2090	運転免許証(普通自動車免許)		
4 免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	43	原動機付自転車運転免許の付与	警察庁	④	都道府県公安委員会 (9)	原動機付自転車を運転しようとする者は、公安委員会に免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。当該公安委員会は、試験に合格した者に対し、運転免許証を交付する。(道路交通法)	-	府令(昭和35年総理府令第60号)	府令(昭和35年総理府令第60号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	上記に含まれる	運転免許証(原動機付自転車免許)		
4 免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	44	無線従事者免許の付与	総務省	①	地方総合通信局等 (4)	無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。総務大臣または総合通信局長は、無線従事者国家試験に合格する等に該当し、無線従事者免許を申請した者に対し、免許証を交付する。(電波法、無線従事者規則)	-	省令(平成2年郵政省令第18号)	省令(平成2年郵政省令第18号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	8	無線従事者免許証		
4 免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	45	消防設備士の資格の付与	総務省	④	都道府県 (9)	消防設備士免状の交付を受けている者は、消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。都道府県知事は、消防設備士試験に合格した者の申請に対し、免状を交付する。(消防法、消防法施行令)	-	政令(昭和36年政令第37号)及び省令(昭和36年自治省令第6号)	政令(昭和36年政令第37号)及び省令(昭和36年自治省令第6号)	-	-	-	-	有	後日交付の際の確認の実施	-	証書等の送付をしない場合(後日交付をする場合)	-	-	-	-	-	-	・免状の交付について、いずれの市区町村も「申出住所に配達記録郵便で郵送」しているが、「後日交付も行い、後日交付する際には公的機関発行(写真付き)【運転免許証、一般旅券等】又は公的機関発行(写真なし)【各種健康保険被保険者証等】の本人確認書類の提示」を求めている市区町村。「後日交付も行い、後日交付する際には免状の写真(申請の際に提出)とを照合し確認」している市町村が一部にみられた。	2	消防設備士免状
4 免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	46	防火管理者の資格の付与	総務省	④	市区町村等 (15)	多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権限を有する者は、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長、又は法令の規定により総務大臣の登録を受けた法人は、防火管理講習の課程を修了した者に対し、修了証を交付する。(消防法、消防法施行令、消防法施行規則)	-	-	-	-	-	-	有	-	-	証書等の送付を要する場合(即日交付をしない場合)	-	-	-	-	-	-	・防火管理講習修了証の交付について、「講習終了時に交付」している市区町村が多い。他方、「すべて申出住所に郵送」している市区町村が一部にみられた。	18	防火管理講習修了証	
4 免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	47	危険物取扱者の資格の付与	総務省	④	都道府県 (9)	危険物取扱者免状の交付を受けている者は、免状の区分に応じ、危険物の取扱及び立会いを行うことができる(丙種は取扱のみ可)。都道府県知事は、危険物取扱者試験に合格した者の申請に対し、免状を交付する。(消防法、消防法施行令)	-	政令(昭和34年政令第306号)及び省令(昭和34年総理府令第55号)	政令(昭和34年政令第306号)及び省令(昭和34年総理府令第55号)	-	-	-	-	有	後日交付の際の確認の実施	-	証書等の送付をしない場合(後日交付をする場合)	-	-	-	-	-	-	・免状の交付について、いずれの市区町村も「申出住所に配達記録郵便で郵送」しているが、「後日交付も行い、後日交付する際には公的機関発行(写真付き)【運転免許証、一般旅券等】又は公的機関発行(写真なし)【各種健康保険被保険者証等】の本人確認書類の提示」を求めている市区町村。「後日交付も行い、後日交付する際には免状の写真(申請の際に提出)とを照合し確認」している市町村が一部にみられた。	20	危険物取扱者免状

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参 考						
							6) 本人確認に係る規定の有無					8) 差異の有無					11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの					
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	9) 差異の内容	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認			その他の本人確認	10) (説明)			
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	48	クレーン・デリック運転士免許の付与	厚生労働省	①	都道府県労働局 (6)	事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。都道府県労働局長は、法第75条第1項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、クレーン・デリック運転士免許を交付する。(労働安全衛生法)	通知(平成4年10月免許システム事務処理要領)	通知(平成4年10月免許システム事務処理要領)	通知(平成4年10月免許システム事務処理要領)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	-	申請の際の本人確認書類について、卒業証明書に加えて提出する本人確認証明書を「公的機関発行(写真付き)【運転免許証等】又は公的機関発行(写真なし)【各種健康保険被保険者証等】で可」としている都道府県労働局が多い。他方、「公的機関発行(写真付き)」に限定している都道府県労働局が一部にみられた。	1	クレーン・デリック運転士免許証	
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	49	発破技士免許の付与	厚生労働省	①	都道府県労働局 (6)	事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。都道府県労働局長は、法第75条第1項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、発破技士免許証を交付する。(労働安全衛生法)	通知(平成4年10月免許システム事務処理要領)	通知(平成4年10月免許システム事務処理要領)	通知(平成4年10月免許システム事務処理要領)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	-	-	-	申請の際の本人確認書類について、卒業証明書に加えて提出する本人確認証明書を「公的機関発行(写真付き)【運転免許証等】又は公的機関発行(写真なし)【各種健康保険被保険者証等】で可」としている都道府県労働局が多い。他方、「公的機関発行(写真付き)」に限定している都道府県労働局が一部にみられた。	5	発破技士免許証	
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	50	あん摩マッサージ指圧師免許の付与	厚生労働省	②	厚生労働本省(委託先:財団法人東洋療法研修試験財団) (1)	医師以外の者で、あん摩、マッサージ指圧師を業としようとする者は、免許を受けなければならない。厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師国家試験に合格した者の申請により、名簿に登録し、免許証を交付する。(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)	-	省令(平成2年厚生省令第19号)	省令(平成2年厚生省令第19号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.18	あん摩マッサージ指圧師免許証	
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	51	調理師免許の付与	厚生労働省	④	都道府県 (8)	調理師免許を受けた者は、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる。都道府県知事は、調理師試験に合格した者又は厚生労働大臣の指定する調理師養成施設で1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者に対し、その申請に基づいて、調理師名簿に登録し、調理師免許証を交付する。(調理師法)	-	省令(昭和33年厚生省令第46号)	省令(昭和33年厚生省令第46号)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類 後日交付の際の提示等書類	後日交付の際の口頭質問を要する場合	-	-	-	申請の際の本人確認書類について、いずれの都道府県も「住民票の写し(本籍記載)又は戸籍謄(抄)本、試験合格証等」で確認している。これらの都道府県が一部には「これらの書類に加えて、不審な場合にはさらに公的機関発行(写真付き)【運転免許証等】又は公的機関発行(写真なし)【健康保険証等】の提示を求める」としているところのみみられた。	5	調理師免許証	
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	52	特種電気工事資格者免許の付与	経済産業省	①	産業保安監督部 (5)	特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者でなければ、特殊電気工事に従事してはならない。経済産業大臣は、特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると同大臣が認定した者に該当し、同認定証の交付を申請した者に対し、同認定証を交付する。(電気工事士法)	-	省令(昭和35年通商産業省令第97号)	省令(昭和35年通商産業省令第97号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	0.05	特種電気工事資格者認定証	
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	53	認定電気工事従事者免許の付与	経済産業省	①	産業保安監督部 (5)	認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者は、簡易電気工事に従事することができる。経済産業大臣は、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると同大臣が認定した者に該当し、同認定証の交付を申請した者に対し、同認定証を交付する。(電気工事士法)	-	省令(昭和35年通商産業省令第97号)	省令(昭和35年通商産業省令第97号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	0.3	認定電気工事従事者認定証
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	54	電気工事士免許の付与(第一種)	経済産業省	④	都道府県 (10)	電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、自家用電気工作物又は一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事してはならない。都道府県知事は、第一種電気工事士試験に合格し、かつ、省令で定める電気に関する工事に関し、実務の経験を有する等に該当し、同免状の交付を申請した者に対し、電気工事士免状を交付する。(電気工事士法)	-	政令(昭和35年政令第260号)及び省令(昭和35年通商産業省令第97号)	政令(昭和35年政令第260号)及び省令(昭和35年通商産業省令第97号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	5	電気工事士免状

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参 考	
							6) 本人確認に係る規定の有無 規定されている本人確認の手順・方法等					8) 差異の有無 9) 差異の内容					11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認		
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	55	電気工事士免許の付与(第二種)	経済産業省	④	都道府県 (10)	電気工事士免許の交付を受けている者でなければ、自家用電気工作物又は一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事してはならない。都道府県知事は、第二種電気工事士試験に合格する等に該当し、同免許の交付を申請した者に対し、電気工事士免許を交付する。(電気工事士法)	-	政令(昭和35年政令第260号)及び省令(昭和35年通商産業省令第97号)	政令(昭和35年政令第260号)及び省令(昭和35年通商産業省令第97号)	-	-	-	-	-	-	-	5	電気工事士免許
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	56	高圧ガス販売主任者免許の付与	経済産業省	④	都道府県 (4)	高圧ガスの販売業者は、販売所ごとに、高圧ガス販売主任者を選任し、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を行わせなければならない。都道府県知事又は都道府県から免許交付事務を委託された法人は、高圧ガス販売主任者試験に合格した者の申請に対し、免許を交付する。(高圧ガス保安法)	-	省令(昭和41年通商産業省令第54号)	省令(昭和41年通商産業省令第54号)	-	-	-	-	-	-	-	0.5	高圧ガス販売主任者免許
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	57	動力車操縦者運転免許の付与	国土交通省	①	地方運輸局 (4)	鉄道、軌道及び無軌条電車の係員は、地方運輸局長の運転免許を受けた後でなければ、動力車を運転してはならない。地方運輸局長は、動力車操縦者試験に合格した者に対し、動力車運転免許証を交付する。(動力車操縦者運転免許に関する省令)	-	省令(昭和31年運輸省令第43号)	省令(昭和31年運輸省令第43号)	省令(昭和31年運輸省令第43号)	-	-	-	-	-	-	0.6	動力車操縦者運転免許証
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	58	海技士免許の付与	国土交通省	①	地方運輸局等 (7)	船舶職員になろうとする者は、海技士免許を受けなければならない。国土交通大臣は、海技士国家試験に合格し、所定の講習を修了した者から免許の申請があったときは、海技士免許原簿に登録し、海技免許を交付する。(船舶職員及び小型船舶操縦者法)	-	省令(昭和26年運輸省令第91号)	省令(昭和26年運輸省令第91号)	省令(昭和26年運輸省令第91号)	-	-	-	-	-	-	0.2	海技免許
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	59	耐空検査員資格の付与	国土交通省	①	本省航空局 (1)	耐空検査員は、法第10条第1項の航空機のうち国土交通省令で定める航空機について耐空証明を行うことができる。国土交通大臣は、耐空検査員としての資格及び経験を有することについて認定を与え、その身分を示す証書を交付する。(航空法、航空法施行規則)	-	省令(昭和27年運輸省令第56号)	省令(昭和27年運輸省令第56号)	-	-	-	-	-	-	-	0.0008	耐空検査員の証
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	60	航空従事者資格の付与	国土交通省	①	本省航空局及び地方航空局 (2)	航空従事者の技能証明を有する者でなければ、航空業務(航空法別表の業務範囲の欄に掲げる行為)を行ってはならない。国土交通大臣は、航空業務を行おうとする者について、必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために試験を行い、技能証明書を交付する。(航空法)	-	省令(昭和27年運輸省令第56号)	省令(昭和27年運輸省令第56号)	省令(昭和27年運輸省令第56号)	-	-	-	-	-	-	0.2	航空従事者技能証明書
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	61	運航管理者資格の付与	国土交通省	①	本省航空局 (1)	航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機の機長に対し出発又は飛行計画変更の承認を与えるため本邦航空運送事業者が置く運航管理者は、国土交通大臣が行う運航管理者技能検定に合格した者でなければならない。国土交通大臣は、検定に合格した者に対し、運航管理者技能検定合格証明書を交付する。(航空法、航空法施行規則)	-	省令(昭和27年運輸省令第56号)	省令(昭和27年運輸省令第56号)	省令(昭和27年運輸省令第56号)	-	-	-	-	-	-	0.006	運航管理者技能検定合格証明書

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象数)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)					7) 統一性の観点 (当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)					参 考			
							本人確認に係る規定の有無					8) 差異の有無					11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの		
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	6) 規定されている本人確認の手順・方法等	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	9) 差異の内容	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認			郵送を利用した本人確認	その他の本人確認
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	62	宅地建物取引主任者の登録	国土交通省	④	都道府県 (10)	宅地建物取引業者は、法第16条の規定に基づく取引主任者をおかなければならない。都道府県知事は、都道府県知事が行った宅地建物取引主任者資格試験に合格した者で、同法第18条に規定する経験を有するもの又は国土交通大臣が同条の規定により認められたものからの申請に基づき、宅地建物取引主任者の登録を行う。(宅地建物取引業法)	-	省令(昭和32年建設省令第12号)	省令(昭和32年建設省令第12号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	3	
免許・資格の付与とこれを制度的に担保する公証行為	63	宅地建物取引主任者証の交付	国土交通省	④	都道府県(委託先:社団法人各都道府県宅地建物取引業協会等)(10)	宅地建物取引主任者の登録を受けた者からの申請に基づき、登録している都道府県知事は、宅地建物取引主任者証を交付する。(宅地建物取引業法)	-	省令(昭和32年建設省令第12号)	省令(昭和32年建設省令第12号)	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	-	証書等の送付を要する場合(即日交付をしない場合)	-	3	宅地建物取引主任者証 ・申請の際の本人確認書類について、「講習受講修了証及び登録済通知書の提示」を求めている都道府県が多い。他方、「講習受講修了証のみで可」としている都道府県が一部にみられた。 ・主任者証の交付について、「即日交付を行わず住民票住所に配達記録郵便で郵送又は住民票住所に通知書を郵送し後日交付時の確認を行っている」都道府県が多い。他方、「即日交付を行っている」都道府県が一部にみられた。
公正証書原本記録の写しの発行	64	運転経歴証明書の交付(普通自動車運転免許)	警察庁	④	都道府県公安委員会 (9)	免許の取消しを申請し、免許を取り消された者は、当該取り消しを行った公安委員会に対し、運転経歴証明書の交付を申請することができる。(道路交通法)	-	法律(昭和35年法律第105号)及び府令(昭和35年総理府令第60号)	法律(昭和35年法律第105号)及び府令(昭和35年総理府令第60号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	2	運転経歴証明書(普通自動車免許の運転免許返納時)
公正証書原本記録の写しの発行	65	運転経歴証明書の交付(原動機付自転車運転免許)	警察庁	④	都道府県公安委員会 (9)	免許の取消しを申請し、免許を取り消された者は、当該取り消しを行った公安委員会に対し、運転経歴証明書の交付を申請することができる。(道路交通法)	-	法律(昭和35年法律第105号)及び府令(昭和35年総理府令第60号)	法律(昭和35年法律第105号)及び府令(昭和35年総理府令第60号)	-	-	-	-	無	-	-	-	-	上記に含まれる	運転経歴証明書(原動機付自転車運転免許返納時)
公正証書原本記録の写しの発行	66	納税証明(都道府県税)	総務省	④	都道府県 (7)	地方団体の長は、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項についての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法)	-	-	-	-	-	-	-	有	申請の際の確認の実施	申請の際の口頭質問を要する場合	-	-	不明	納税証明書(都道府県税)
公正証書原本記録の写しの発行	67	納税証明(市町村税)	総務省	④	市区町村 (16)	地方団体の長は、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項についての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法)	-	-	-	-	-	-	-	有	申請の際の提示等書類	申請の際の口頭質問を要する場合	-	-	不明	納税証明書(市町村税)
公正証書原本記録の写しの発行	68	住民票の写しの交付	総務省	④	市区町村 (34)	何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しの交付を請求することができる。(住民基本台帳法)	-	通知(平成17年2月23日付総行市第175号、平成17年2月24日総行市第192号)	通知(平成17年2月23日付総行市第175号、平成17年2月24日総行市第192号)	-	-	-	-	有	申請の際の確認の実施	申請の際の確認の実施	-	-	7401	住民票の写し ・申請の際に、「本人確認書類の提示による確認を行い、書類提示がない場合に口頭質問による確認を実施している」市区町村が多い。他方、「本人確認を特に実施していない」市区町村が一部にみられた。

1) 行政手続等の性格による区分	手続番号	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	所管府省	2) 事務の種類	当該手続を行う具体的な機関名(調査対象)	手続の目的(根拠規定等)	3) 規範性・明確性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等が国の法令・通知で規定されているか)						7) 統一性の観点(当該行政手続等における本人確認の手順・方法等について、出先機関等・事業者の間で運用に差異がないか)						参考			
							本人確認に係る規定の有無						8) 差異の有無						11) 平成18年度年間取扱件数(万件)	12) 行政手続により発行される証書等で本人確認書類として二次利用されるもの		
							4) 本人確認固有行為	5) 事実上の本人確認行為	6) 規定されている本人確認の手順・方法等		本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認	本人確認書類の提示等による本人確認	面談等による本人確認	郵送を利用した本人確認	その他の本人確認			10) (説明)	
7 その他の行政手続	76	供託	法務省	①	法務局	(9)	—	—	—	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—	79	
7 その他の行政手続	77	供託物の還付	法務省	①	法務局	(9)	—	—	省令(昭和34年法務省令第2号)	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—	79	
7 その他の行政手続	78	学生証の交付(国立大学法人)	文部科学省	⑦	国立大学法人	(5)	—	—	—	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—	不明	学生証(国立大学法人)
7 その他の行政手続	79	学生証の交付(私立大学)	文部科学省	⑦	私立大学	(5)	—	—	—	—	—	—	—	有	申請の際の提示等書類	—	—	—	—	—	不明	学生証(私立大学)
8 民間取引	80	預貯金口座の新規開設	金融庁、農林水産省		金融機関	(44)	—	—	法律(平成14年法律第32号)及び省令(平成14年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号) 及び省令(平成19年法律第22号)が成立し、H20.2に省令(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)が公布された。これに伴い、上記の法律及び省令は廃止された。(H20年3月1日全面施行)	—	—	法律(平成14年法律第32号)及び省令(平成14年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)	—	—	有	申請の際の提示等書類	—	確認通知書の送付を要する場合	—	—	不明	・「運転免許証、健康保険被保険者証、国民年金手帳など書類の提示だけで本人確認ができる本人確認書類として省令が列挙している公的機関発行の証書等は、書類の提示だけで可」としている金融機関が多い。他方、「省令が列挙している公的機関発行の証書等のうち運転免許証、一般旅券、健康保険被保険者証、身体障害者手帳、住民基本台帳カード(写真付き)、外国人登録証明書に本人確認書類の種類を限定し、さらにこれらの提示があった場合でも本人へ確認通知書を送付」している金融機関が一部にみられた。 ・本人への確認通知書の送付について、「住民票の写しなど確認通知書の送付が必要な本人確認書類として省令が列挙している公的機関発行の証書等の場合には、実施」している金融機関が多い。他方、「省令が列挙している公的機関発行の証書等に限らず、写真がない公的機関発行の証書等【年金手帳、健康保険被保険者証等】の場合は、すべて実施」している金融機関や「省令が列挙している公的機関発行の証書等に限らず、写真がある公的機関発行の証書等【運転免許証、一般旅券等】の場合も含め、すべて実施」している金融機関が一部にみられた。
8 民間取引	81	携帯電話等の加入契約	総務省		携帯音声通信事業者	(3)	—	—	法律(平成17年法律第31号)及び省令(平成17年総務省令第167号)	—	—	法律(平成17年法律第31号)及び省令(平成17年総務省令第167号)	—	—	有	申請の際の提示等書類	—	確認通知書の送付を要する場合	—	—	不明	・契約の際の本人確認書類について、「国民年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳などは不可」としている事業者が多い。他方、これらの証書等も「公共料金領収書などの複数書類確認を行うことにより本人確認書類として認めている」事業者が一部にみられた。 ・本人への確認通知書の送付について、「(本人確認書類である公的機関発行の証書等の種類にかかわらず)すべての申込者について実施」している事業者が多い。他方、「(公的機関発行の証書等の種類にかかわらず)点は同じだが」未成年の申込者についてのみ実施」している事業者が一部にみられた。

表 4 - (1) - ② 本人確認固有行為の手順・方法等を定めた国の法令等（調査時点）

1 住民異動届（転出）

○ 住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて（平成 17 年 2 月 23 日付け総行市第 175 号）（抜粋）

第 3 本人確認の方法

1 届出書を持参した者が届出人本人の場合（法第 26 条の世帯主が届出人である場合を含む。）にあつては、届出人について、以下の書類等で確認するものとする。

- ① 住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて届出人が本人であることを確認するため市区町村長が適当と認めるもの（注 1）
- ② その他市区町村長が適当と認める書類（注 2）
- ③ 上記証明書等の提示がない場合、及び、証明書等の提示があつた場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行つて確認することが適当である（注 3）

2・3 （略）

第 4 届出人に対する通知

1 第 3 に定めるところによる本人確認ができなかった場合には、市区町村長の判断により、届出を受理した上で届出人本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。特に転出届について本人確認ができなかった場合には、通知することが適当である。

2 1 による通知を行う場合は、次のようにすることが適当である。なお、届出人が戸籍届に係る通知文書の対象となっている場合には、それと併せて行うことも考えられる。

(1) 内容

届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨を記載する。（様式例参照）

(2) 宛先等

届出人本人あてに、異動前住所に送付する。

(3) 通知手段

封書又は本人以外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書による。

(4) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市区町村において保管するものとする。保存期間は、市区町村の住民異動届の保存期間と同じとする。

(中略)

(注1)

官公署が発行し、本人の写真が貼付された届出人が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(注2)

市区町村長が適当と認める書類とは、第3-1-①の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。

また、市区町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間会社の社員証等についても採用することも可能と考えられる。

これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

(注3)

口頭で質問する場合の項目は、市区町村長の判断において適宜行うものだが、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）の中から質問することを想定している。

3 婚姻届

○ 戸籍の届出における本人確認等の取扱いについて（平成15年3月18日付け法務省民一第748号法務局長・地方法務局長あて法務省民事局長通達）（抜粋）

第3 本人確認の方法

- 1 運転免許証、旅券等官公署の発行に係る顔写真が貼付された証明書の提示を求めるものとする。ただし、市区町村長が本人確認を行うに足りると認めるその他の方法によっても差し支えない。
- 2 1の本文の場合において、届出人から証明書が提示されたときは、当該証明書に記載された住所及び氏名を届書に記載された住所及び氏名と対比し、それらが同一であることを確認するとともに、届出人が当該証明書に貼付された顔写真の人物と同一人であることを確認を行うものとする。1のただし書の場合にも、これに準じた取扱いをするものとする。
- 3 1の本文の場合において、使者から証明書が提示されたときは、使者が当該証明書に貼付された顔写真の人物と同一人であることを確認するものとする。1のただし書の場合にも、これに準じた取扱いをするものとする。
- 4 1から3までによる確認の結果、当該届書が偽造されたものである疑いがあると認められる場合には、その受否につき管轄法務局、地方法務局又はその支局の長（以下「管轄法務局

長等」という。)に照会をするものとする。

5 4によって照会を受けた管轄法務局長等は、当該届出に係る関係者の事情聴取を行うなどして、当該届書が真正に作成されたものであるか否かについて十分調査を行った上、受理又は不受理の指示を行うものとする。

6 5による指示を受けた市区町村長は、その指示に従った処理をするものとする。不受理の指示を受けた場合において、犯罪の嫌疑があると思料するときは、告発に努めるものとする。

(中略)

第5 届出人に対する通知

1 当該届書に係る届出人のすべてについて本人確認ができたとき又は第3の4により管轄法務局長等に対し受否の照会をしたときを除き、届出の受理決定後、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる者に対し、届出を受理した旨の通知をするものとする。

(1) 第二のただし書若しくは第四の1のただし書により、本人確認を行わない取扱いとしたとき、当該届書を持参した者が届出人であった場合において、当該届書に係る届出人のすべてについて本人確認ができなかったとき、当該届書を持参した者が使者であった場合において、当該使者について本人確認ができなかったとき、又は郵送により当該届書が提出されたとき

当該届書に係る届出人のすべて

(2) 当該届書を持参した者が届出人であった場合において、当該届書に係る届出人の一部について本人確認ができたとき

本人確認ができなかった届出人のすべて(ただし、市区町村が相当と認めるときは、通知を省略して差し支えない。)

(3) 当該届書を持参した者が使者であった場合において、当該使者について本人確認ができたとき

当該届書に係る届出人のすべて(ただし、市区町村長が相当と認めるときは、通知を省略して差し支えない。)

2 1による通知の内容等は、次のとおりとするものとする。

(1) 内容

届出(受理)年月日、事件名、届出人及び届出事件本人の氏名並びに受理した旨等とするものとする。様式や文案は、市区町村長が適宜定めて差し支えない。

(2) 宛先と宛名

ア 宛先は、届出人の住民基本台帳又は戸籍の附票上の住所とするものとする。届出日と同日以後に住所の変更がされている場合には、変更前の住所を宛先とするものとする。

イ 届出により氏の変更となる者についての宛名は、変更前の氏とするものとする。

(3) 通知手段

封書又は本人以外の者が内容を読みとることのできないような処理をした葉書によるものとする。

(4) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市区町村において保管するものとする。保存期間は、当該年度の翌年から一年以上の適宜の期間とするものとする。

5 外国人の新規登録

○ 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）（抜粋）

（新規登録）

第三条 本邦に在留する外国人は、本邦に入ったとき（入管法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入管法第六十一条の二の十二の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国したときを除く。）はその上陸の日から九十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日以内に、その居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ。）の長に対し、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。

- 一 外国人登録申請書一通
- 二 旅券
- 三 写真二葉

2 前項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、同項に定める期間を六十日を限り延長することができる。

4 外国人は、第一項の申請をした場合には、重ねて同項の申請をすることができない。

（登録証明書の交付）

第五条 市町村の長は、第四条第一項の登録をした場合には、当該申請に係る外国人について同項各号（第十八号及び第十九号を除く。）に掲げる事項を記載した外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）を作成し、これを当該申請をした者に交付しなければならない。

2 前項の場合において、第三条第一項の申請に関する調査その他事務上やむを得ない理由によりその場で登録証明書を交付することができないときは、市町村の長は、法務省令で定めるところにより、書面で期間を指定して、その期間内にこれを交付することができる。

（本人の出頭義務と代理人による申請等）

第十五条 この法律に定める申請、登録証明書の受領若しくは提出又は署名は、自ら当該市町村の事務所に出席して行わなければならない。

2 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証

明書の受領若しくは提出をすることができない場合には、前項に規定する申請又は登録証明書の受領若しくは提出は、当該外国人と同居する次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）が、当該各号列記の順位により、当該外国人に代わつてしなければならない。外国人又は外国人であつた者が十六歳に満たない場合においては、第七条第七項又は第十二条第一項若しくは第二項の規定による登録証明書の返納についても、同様とする。

- 一 配偶者
- 二 子
- 三 父又は母
- 四 前各号に掲げる者以外の親族
- 五 その他の同居者

3 第一項及び前項前段の規定にかかわらず、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項若しくは第九条の二第一項の申請又は第五条第二項（第六条第五項、第六条の二第六項、第七条第五項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の指定する期間内に交付される登録証明書の受領については、当該外国人の同居の親族（十六歳に満たない者を除く。）が当該外国人又は当該外国人と同居する前項第一号から第三号までに掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）に代わつてこれらを行うことができる。

○ 外国人登録事務取扱要領（平成 12 年 3 月 1 日付け法務省管登第 1100 号別冊）（抜粋）

第 1 - 3 - (4) 本人または代理人の確認等

ア 本人であるかどうかの確認

市区町村長は、申請の受理又は登録証明書の交付等に際して市区町村の事務所に出頭した者が本人であるかどうかを、提示された旅券、提出若しくは返納された登録証明書、提出された書類及び保管されている原票等の記載内容、写真、署名等を照合し、又は質問を發するなどして確認するものとする。

6 住民基本台帳カード（写真付き）の交付

○ 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）（抜粋）

（住民基本台帳カードの交付）

第三十条の十五 市町村長は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

○ 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）（抜粋）

（住民基本台帳カードの交付の手続）

第三十七条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあつては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。

一 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

二 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 住民基本台帳カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

二 交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

○ 住民基本台帳事務処理要領（法務省民事甲第 2671 号、保発第昭和 42 年 10 月 4 日 39 号、庁保発第 22 号、42 食糧業第 2668 号（需給）、自治振第 150 号法務省民事局長、厚生省保険局長、社会保険庁年金保険部長、食糧庁長官、自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）（抜粋）

第 5 - 2 - (1) - ウ - (ア)

交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第 30 条の 15 第 1 項、規則第 37 条第 1 項）、交付申請者が本人であることを確認する。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であつて、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、(イ)の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資

格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B 郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請書に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

交付申請者に対する照会書は、イ（ウ）の交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

市町村長が適当と認める書類とは、A の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って捕捉する等慎重に行うことが適当である。

（以下略）

○ 住民基本台帳カード交付の際の本人確認方法の厳格化等に関する質疑応答について（平成 16 年 3 月 2 日総務省自治行政局市町村課から各都道府県市区町村担当課あて事務連絡）（抜粋）

記

問 1 「市町村等が適当と認める書類」については、官公署以外が発行したものも含まれるのか。

答 「市町村長が適当と認める書類」については、市町村の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間会社の社員証等についても採用することも可能。

なお、事務処理要領に列挙されている書類は、例示であるので念のため申し添える。

問 2 口頭で質問する場合の項目は、どのようなものを想定しているのか。

答 市町村の判断において適宜行うものだが、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）の中から質問することを想定している。

7 一般旅券の発給

○ 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）（抜粋）

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内において都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

三 申請者の写真

四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

五 前各号に掲げるものを除くほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十一条の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4～5（略）

○ 一般旅券事務処理について（処理基準）（通知）（抜粋）

第3章 新規発給申請の受理（身元確認）

1. 身元確認の意義

身元確認とは、法第3条第3項の規定により「申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認する」ことをいう。

旅券申請の受理に当たりこのような確認を行うことは、旅券が所持人の身分を証明する公証文書であるという性質上最も基本的な事項であり、当然行わなければならないことである。とりわけ、IC旅券の導入により、偽変造や不正使用が従来より格段に困難となるので、旅券の信頼性が高まることが期待されるが、その反面、人違いや不正取得が判明した場合の影響も大きくなるので、身元確認の重要性はこれまで以上に高まる。

2. 身元確認の方法

(1) 身元確認の書類

身元確認のために申請者から提示又は提出を求めることができる書類については、法第3条第3項の規定に基づき省令第2条第1項において次のとおり定めている。

(イ) 統一的に提出を求める書類

(a) 住民票の写し（提出の日前6か月以内に作成され、かつ本籍の入ったもの。）

ただし、住基ネットを通じて本人確認情報が利用できる場合には、緊急発給で戸籍謄（抄）本の提出がない場合、国内在住者が居所申請を行う場合を除き、住民票の写しの提出を省略することができる（省令第2条第2項）。

(b) 郵便はがき（未使用の日本郵政公社発行の郵便はがきで申請書に記載された申請者の氏名、住所及び郵便番号を宛先として記載したもの。私製はがきは認めない。）

(注) 申請書、住民票の写し（住基ネットが利用できる場合には住基ネット上）及び郵便はがきに記載された住所はすべて一致していなければならない。

(ロ) いずれか一つ（場合によっては二つ）を提示又は提出させることのできる本人確認書類（原本）

(a) 次のいずれかの書類で有効なもの一つ

日本国旅券（失効後、おおむね6か月以内のものでも、氏名及び写真により申請者の身元が確認できるものであれば可。）、省令別表第3に掲げる書類（運転免許証（我が国で発行された国際運転免許証及び仮運転免許証を含む。）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証（猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証で都道府県公安委員会発行のもの。）、合格証明書（警備員に関する検定の合格証で都道府県公安委員会発行のもの。）、写真付き住民票基本台帳カード）、又は官公庁（省令第2条第1項第1号に規定の独立行政法人一覧、所管府省別特殊法人一覧及び地方独立行政法人（公立大学法人を含む）並びに官公庁の共済組合を含む。）がその職員に対して発行した写真のはられた身分証明書。

(b) 上記(a)の書類をやむを得ない理由により提示できない者については下記①に掲げる有効な書類のいずれか一つと②に掲げる有効な書類のいずれか一つをあわせて提示させるものとする。ただし、②に掲げる書類が提示できない場合には①に掲げる書類のいずれか二つとする。②に掲げる書類二つは不可。

①健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証（介護保険被保険者証も可とする。）、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書（これらの被保険者証等に被扶養者の氏名が記入されているときには、当該被扶養者の身元確認文書と認める。）、一般旅券発給申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（住民票の写しにより同一世帯の家族であることが立証された場合には世帯主のものでよい。）又はその他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの。

②学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真をはりつけたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの。

(注) 「都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの」（以下「準ずる書類」という）を二つ及び①の準ずる書類と②の書類の組み合わせは原則として行わないものとする。

(2) 住民票の写しの取扱い

(イ) 同一世帯に属する複数の者が同時に旅券申請を行う場合には住民票の写しは1通でよい。

(ロ) 省令第2条第1項の規定により「本籍の入った住民票の写し」を提出することとな

っているが、省令第1条第5項第6号の規定により戸籍謄（抄）本の提出を省略する場合を除き、本籍の入っていないものでも差し支えない。

(3) 郵便はがきの取扱い

(イ) 往復はがきの往信又は復信はがきの部分を切り離して使用することも差し支えない。

(ロ) 同一世帯に属する複数の者が同時に旅券申請を行う場合には、宛先として氏名を列記すれば提出するはがきは1葉でよい。

(ハ) はがきの表面に「転送不可」のゴム印を押捺し、通信欄には所要事項を明記（印刷若しくはゴム印による）し、交付日前に申請者に到達するよう速やかに投函する。

ただし、申請者から、やむを得ない理由（自宅改築（新築）中、罹災等）により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合には、例外として、「転送不可」のゴム印を押捺せず、交付時に転送されたはがき及び当該理由に関する疎明資料（例えば、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の提示又は提出をもって、はがきによる住所確認に代えるものとする。なお、申請後の転居等により住所変更を行っていた場合には、原則として新住所の記載のある住民票の写し又は住基ネット上で新住所を確認し、新住所を記載したはがきを提出させ、同はがきにより新住所の確認を行うものとする。

（以降略）

15 教育訓練給付金の給付決定

○ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）（抜粋）

（教育訓練給付金の支給申請手続）

第101条の2の8 法第60条の2第1項各号に掲げる者は、教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、教育訓練給付金支給申請書（様式第33号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一～二 （略）

三 その他厚生労働大臣が定める書類

2～4 （略）

○ 業務取扱要領（雇用保険関係）（抜粋）

58031（1）支給申請書の内容等

イ （略）

ロ 支給申請書の提出に際しては、次の確認書類を添付しなければならない。

（イ）～（ロ） （略）

（ハ） 本人・住居所確認書類

申請者の本人確認と住居所確認を行うための、官公署が発行した証明書。

具体的には、運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、出稼労働者手帳、住民票の写し、印鑑証明書のいずれか（原本に限る）。なお、郵送の場合は住民票の写し、印鑑証明書のいずれか（原本に限る）に限る。

また、これらの書類では居所の確認が行えない場合には、民生委員の証明、公共料金の領収書その他の居所の確認のために適切と認められる書類。

(二)～(リ) (略)

ハ～ニ (略)

30 船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給の認定

31 健康保険日雇特例被保険者手帳の交付

○ 平成17年7月「健康保険被保険者証等の窓口交付について」（庁文発第0720001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁総務部サービス推進課長、運営部医療保険課長通知）（抜粋）

（前略）

記

1. 健保証等の窓口交付を求められた場合は、来訪者が当該事業所の従業員であることの確認を確実にするとともに交付事跡として身分証、運転免許証の写などを残しておくこと。
2. 特に、不備（または不審）な資格取得届を持参し、健保証等の窓口交付を求められた場合は、来訪者の氏名、事業所における身分を聴取したうえで当該事業所に電話照会を行い、来訪者が事業所の者であるか、窓口交付が事業主からの指示であるかの確認を行うこと。
3. (略)

48 クレーン・デリック運転士免許の付与

49 発破技士免許の付与

○ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抜粋）

労働安全施行規則様式第12号備考

1～3 (略)

4 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

5～7 (略)

68 住民票の写しの交付

69 戸籍の附票の写しの交付

○ 個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項に

ついて（平成 17 年 2 月 24 日付け総行市第 192 号）（抜粋）

2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

(1)・(2) (略)

(3) 請求事由については、従来から、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により確認することが適当であるとされているところ（61 年通知）であるが、個人情報保護法が全面施行されることも踏まえて、請求事由の審査を厳格に行うことが適当であること。また、請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所の発行した証明書等により確認することが適当であること（本人確認の方法については、住民異動届審査時における本人確認に係る平成 17 年 2 月 23 日付け総行市第 175 号を参考にされたい）。

(4)・(5) (略)

3 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付について

(1) 住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写しの交付の請求があった場合の取扱いについては、請求事由の審査、拒否すべき「不当な目的」の考え方、請求者の本人確認等、2 の(1)から(3)に準じて行うことが適当であること。

(2)・(3) (略)

72 納税証明（国税）

○ 管理事務提要（抜粋）

第 7 章 納税証明に関する事務

第 1 節 「納税証明書」の交付請求

第 113 「納税証明書」の交付請求があった場合の処理

（前略）

1 交付請求の方法

(1) 証明請求者から、「交付請求書」1 枚を提出させる。この場合、代理人等からの請求であるときは、「交付請求書」の〔代理人記入欄〕に代理人等の住所、氏名の記載と押印があることを確認するとともに、筆跡等により適正な「委任状」が添付されていることを確認することに留意する。

「交付請求書」の受理に当たっては、「交付請求書」に記載された証明請求者（個人納税者又は法人の代表者（いずれも代理人を含む。））と署所者が同一であるかどうかの確認（以下「本人確認」という。）を官公庁発行の顔写真付の身分証明書（運転免許証等）等により行う。この場合、証明請求者が顔写真付の証明書を所持していない場合には、健康保険証等の提示によることとしても差し支えない。

なお、本人確認等を了した場合には、その確認方法を「交付請求書」の〔税務署整理欄〕に記載し、〔確認者〕欄に押なつする。

(注) 1 (略)

(注) 2 証明請求者が本人であることを確認できる書類を所持していない場合には、原則として、本人であることを証明できる書類を持って改めて来署するよう説明して理解を得るものとするが、次の方法により本人であることの確証が得られた場合には、これにより本人確認を行ったこととして差し支えない。

(中略)

(1) 証明請求者が個人納税者本人である場合

生年月日等「申告書」に記載された内容を聴取し、「申告書」の記載内容と照合し一致すること。

(2) ~ (3) (略)

(注) 3 (略)

(2) (略)

73 不動産登記 (売買による所有権の移転の登記)

○ 不動産登記法 (平成 16 年法律第 123 号) (抜粋)

(事前通知等)

第二十三条 登記官は、申請人が前条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、法務省令で定める方法により、同条に規定する登記義務者に対し、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合において、登記官は、当該期間内にあっては、当該申出がない限り、当該申請に係る登記をすることができない。

2 登記官は、前項の登記の申請が所有権に関するものである場合において、同項の登記義務者の住所について変更の登記がされているときは、法務省令で定める場合を除き、同項の申請に基づいて登記をする前に、法務省令で定める方法により、同項の規定による通知のほか、当該登記義務者の登記記録上の前の住所にあてて、当該申請があった旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定は、登記官が第二十五条 (第十号を除く。) の規定により申請を却下すべき場合には、適用しない。

4 第一項の規定は、同項に規定する場合において、次の各号のいずれかに掲げるときは、適用しない。

一 当該申請が登記の申請の代理を業とすることができる代理人によってされた場合であって、登記官が当該代理人から法務省令で定めるところにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めるとき。

二 当該申請に係る申請情報 (委任による代理人によって申請する場合にあっては、その権限を証する情報) を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人 (公証人法 (明

治四十一年法律第五十三号) 第八条の規定により公証人の職務を行う法務事務官を含む。) から当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるとき。

(登記官による本人確認)

第二十四条 登記官は、登記の申請があった場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

○ 不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）（抜粋）

(資格者代理人による本人確認情報の提供)

第七十二条 法第二十三条第四項第一号の規定により登記官が同号に規定する代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）から提供を受ける申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために必要な情報（以下「本人確認情報」という。）は、次に掲げる事項を明らかにするものでなければならない。

一 資格者代理人（資格者代理人が法人である場合にあっては、当該申請において当該法人を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が申請人（申請人が法人である場合にあっては、代表者又はこれに代わるべき者。以下この条において同じ。）と面談した日時、場所及びその状況

二 資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるときは、当該申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識がある旨及びその面識が生じた経緯

三 資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がないときは、申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために当該申請人から提示を受けた次項各号に掲げる書類の内容及び当該申請人が申請の権限を有する登記名義人であると認めた理由

2 前項第三号に規定する場合において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類及び有効期間又は有効期限のある第三号に掲げる書類にあっては、資格者代理人が提示を受ける日において有効なものに限る。

一 運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、外国人登録証明書（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）、旅券等（出入

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）又は運転経歴証明書（道路交通法第百四条の四に規定する運転経歴証明書をいう。）のうちいずれか一以上の提示を求める方法

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか二以上の提示を求める方法

三 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか一以上の提示を求める方法

3 資格者代理人が本人確認情報を提供するときは、当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報を併せて提供しなければならない。

77 供託物の還付

○ 供託規則（昭和34年法務省令第2号）（抜粋）

（印鑑証明書の添付）

第二十六条 供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市区町村長又は登記所の作成した証明書を供託物払渡請求書に添付しなければならない。ただし、供託所と証明をすべき登記所が同一の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（法務大臣が指定したものを除く。）である場合において、その印鑑につき登記官の確認があるときは、この限りでない。

2 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、法人若しくは法人でない社団若しくは財団の代表者若しくは管理人又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）による管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）による承認管財人若しくは保全管理人が、本人、法人、法人でない社団若しくは財団又は再生債務者、株式会社、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関、相互会社若しくは債務者のために供託物の払渡しを請求する場合には、前項の規定は、その法定代理人、支配人その他登記のある代理人、代表者若しくは管理人又は管財人、承認管財人若しくは保全管理人について適用する。

3 前二項の規定は、次の場合には適用しない。

- 一 払渡しを請求する者が官庁又は公署であるとき。
- 二 払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に限る。）、外国人登録証明書（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書をいう。）その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）により、その者が本人であることを確認することができるとき。
- 三 供託物の取戻しを請求する場合において、第十四条第四項前段の規定により供託官に提示した委任による代理人の権限を証する書面で請求者又は前項に掲げる者が供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押した印鑑と同一の印鑑を押したものを供託物払渡請求書に添付したとき。
- 四 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書に添付したとき。
- 五 前号に規定する者が供託金の払渡しを請求する場合（その額が十万円未満である場合に限る。）において、第三十条第一項に規定する証明書を供託物払渡請求書に添付したとき。

80 預貯金口座の新規開設

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）（抜粋）

（※ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に伴い廃止）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合

- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 株式会社商工組合中央金庫
- 十六 保険会社
- 十七 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十八 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 十九 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社
- 二十 金証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社
- 二十一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者
- 二十二 共済水産業協同組合連合会
- 二十三 信託会社
- 二十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者
- 二十五 無尽会社
- 二十六 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者
- 二十七 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者
- 二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者
- 二十九 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
- 三十 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの
- 三十一 主として住宅（住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者で内閣総理大臣の指定するもの
- 三十二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員
- 三十三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者
- 三十四 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関
- 三十五 株券等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に規定する参加者（前各号に掲げる者を除く。）
- 三十六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）

三十七 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（前各号及び次号に掲げる者を除く。）

三十八 日本郵政公社

三十九 前各号に掲げるもののほか、本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者

四十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める者

（本人確認義務等）

第三条 金融機関等は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、金融に関する業務その他の政令で定める業務（以下「金融等業務」という。）のうち預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引（以下「預貯金契約の締結等の取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

一 自然人 氏名、住居及び生年月日

二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2 金融機関等は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために預貯金契約の締結等の取引を行うときその他の当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の本人確認に加え、当該預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもののために当該金融機関等との間で現に預貯金契約の締結等の取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客等（前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、金融機関等が本人確認を行う場合において、当該金融機関等に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならない。

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成14年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）（抜粋）

（※ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年二月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の施行に伴い廃止）

（本人確認方法）

第三条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等（法第三

条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)又は代表者等(法第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類(次条に規定する書類をいう。以下同じ。)のうち同条第一号又は第三号に定めるもの(同条第一号ロ及びトに掲げるものを除く。)の提示(当該顧客等の同条第一号へに掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。ロにおいて同じ。)の代表者等からの提示を除く。)を受ける方法

ロ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号ロ、へ又はトに掲げるものの提示(同条第一号へに掲げる書類の提示にあっては、当該顧客等の当該書類の代表者等からの提示に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等又は代表者等の住居にあてて、預金通帳その他の当該顧客等又は代表者等との取引に係る文書(以下「取引に係る文書」という。)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの(以下「書留郵便等」という。)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という。)として送付する方法

ハ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるものの送付を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該顧客等又は代表者等から本人確認書類のうち次条第一号又は第三号に定めるものの写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法(金融機関等が当該本人確認書類の写しを第九条第一項に定める日から七年間保存するときに限る。)

ホ その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるものにより、当該顧客等又は代表者等に対して、取引に係る文書を送付する方法

ヘ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下この項において「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引(法第三条第一項に規定する預貯金契約の締結等の取引をいう。以下同じ。)に関する情報の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又は代表者等から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が発行した電子証明書(以下この号において「公的電子証明書」という。)及び当該公的電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引に関する情報(以下この号に

において「取引情報」という。)の送信を当該公的電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。)の利用の申込みに関する情報(以下この号において「申込み情報」という。)の送信と同時に受ける方法(金融機関等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。この場合において、当該金融機関等が公的個人認証法第十七条第一項に規定する行政機関等である場合には、当該金融機関等は、当該顧客等又は代表者等から、公的電子証明書及び取引情報の送信を受ければ足りるものとし、申込み情報の送信を受けることを要しない。)

チ 当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項に規定する総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの)に限り、当該顧客等又は代表者等の本人確認が、当該顧客等又は代表者等から、公的電子証明書及び申込み情報の送信を受ける方法又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引に関する情報の送信を受ける方法

リ 令第三条第一項第三号から第二十号までに掲げる取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該預金又は貯金口座が開設されている金融機関等(以下この号において「取扱い金融機関等」という。)が当該預金又は貯金口座に係る令第三条第一項第一号に規定する契約を締結する際に当該顧客等又は代表者等の本人確認(法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下同じ。)を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録(法第四条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。)を保存していることを確認する方法(あらかじめ、取扱い金融機関等との間で、自己のために本人確認を行うことに関する合意をしている場合に限る。)

(本人確認書類)

第四条 前条第一項に規定する方法において、金融機関等が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号へ及びト、第二号ロ並びに第三号に掲げる本人確認書類にあつては金融機関等が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては金融機関等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に掲げる者を除く。)

イ 預貯金契約締結等の取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 印鑑登録証明書(イに掲げるものを除く。)、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書(地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。)、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住

民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 国民年金手帳（国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ホ 運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真をはり付けたもの

ト イからヘまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

81 携帯電話等の加入契約

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 167 号）（抜粋）

（本人確認の方法）

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である相手方（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。以下同じ。）

次に掲げる方法のいずれか

イ 当該相手方又は代表者等から第五条第一項第一号（ニ及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

ロ 当該相手方若しくは代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類の提

示、又は代表者等から同号ホに掲げるもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、当該相手方との役務提供契約に係る携帯音声通信端末設備若しくは当該役務提供契約の締結に係る文書（以下「携帯音声通信端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該相手方若しくは代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該相手方又は代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書等を、当該相手方から受信する方法

(以下略)

(本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びへ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）

ロ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、医療受給者証（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十三条に規定する健康手帳の医療の受給資格を証するページをいう。）、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ハ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生

年月日の記載があるものに限る。)

ニ 印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)

ホ イからニまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの

ヘ イからホまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

(以下略)

82 認定認証業務における電子証明書の発行

○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）（抜粋）

（認定の基準）

第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

2 (略)

○ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）（抜粋）

第五条 法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三 に規定する登録原票記載事項証明書又はこれらに準ずるものの提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利

用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの)の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、外国人登録法第五条に規定する外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二の様式によるものに限る。)又は官公庁(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)を含む。)がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたもののうちいずれか一以上の提示を求める方法

ロ 利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(利用申込者が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの)の提出を求める方法

ハ その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者(以下「名あて人等」という。)に限り交付する郵便(次に掲げるいずれかの書類の提示を求める方法により名あて人等であることの確認を行うことにより交付するものに限る。)又はこれに準ずるものにより、申込みの事実の有無を照会する文書を送付し、これに対する返信を受領する方法

(1) イに掲げる書類のいずれか一以上

(2) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の書類のいずれか二以上

(3) (2)に掲げる書類のいずれか一以上及び学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書(イに掲げるものを除く。)であって写真をはり付けたもののいずれか一以上

ニ イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が認めるもの

二 利用申込者が現に有している電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書に係る電子署名により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法

2 (略)

(その他の業務の方法)

第六条 法第六条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 利用申込者の申込みに係る意思を確認するため、利用申込者に対し、その署名又は押印

(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)のある利用の申込書その他の書面の提出又は利用の申込みに係る情報(認定を受けた認証業務(以下「認定認証業務」という。))又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認される電子署名が行われたものに限る。)の送信を求めること。

三～十七 (略)

表4-1-③ 行政手続等における申請者等の「実在性」と「同一性」の担保（厳格性）及び証書等が発行される場合の交付の確実性（証書等の交付の確実性）の分析結果

凡例（Ⅱ）

表4-1-③は、調査対象とした82の行政手続等における本人確認の手順・方法等について、申請者等の「実在性」や「同一性」の担保等に問題はみられないか（厳格性）及び証書等が発行される場合の交付の確実性かどうか（証書等の交付の確実性）という観点から分析し、その結果を取りまとめたものである。

調査の期間は平成18年8月～11月であり、調査結果はその時点における制度・運用に基づいている。

本表で使用した項目及び各欄の記号・略称の主な内容は、以下のとおりである。

- 1 「1) 行政手続等の性格による区分」欄及び「2) 事務の種類」欄は、「凡例Ⅰ」の1及び2に同じ。
- 2 「3) 分析に用いた「一般的な手順・方法等」の設定方法」欄は、制度等横断的な分析のために、それぞれの行政手続等の本人確認の「一般的な手順・方法等」を設定する際に、以下のいずれの方法によったかを示す。
 - i 出先機関等・事業者の間で手順・方法等に差異がみられない手続については、共通して用いられている手順・方法等を本分析に用いる「当該手続の一般的な手順・方法等」と位置付け
 - ii 出先機関等・事業者の間で手順・方法等に差異がみられる手続については、数多くの出先機関等・事業者が実施している手順・方法等を本分析に用いる「当該手続の一般的な手順・方法等」として位置付け（ただし、次のiiiに該当する場合を除く。）
 - iii 手順・方法等を一体として見比べた場合に、数多くの出先機関等・事業者が実施している手順・方法等を見出すのが難しい手続については、手順・方法等を主要な要素（「本人確認書類の提示等」、「面談等による本人確認」、「郵送を利用した本人確認」など）に分け、要素ごとに数多くの出先機関等・事業者が実施している内容を選定し、これらを組み合わせたものを本分析に用いる「当該手続の一般的な手順・方法等」と位置付け
- 3 「4) 本人確認に係る「一般的な手順・方法等」、「5) 証書等の交付に係る「一般的な手順・方法等」、「6) (参考) 証書等の更新・再発行時における本人確認」について設けたそれぞれの欄で用いている記号については、4以下で特に示すほかは、以下の内容を意味している。

分析に用いた「当該手続の一般的な手順・方法等」において、

「○」：同欄に示す取扱がみられた

「－」：同欄に示す取扱はみられなかった

「／」：同欄に示す取扱はそもそも当てはまらない

（例 別の行政手続や民間取引における本人確認書類として二次利用される証書等の発行がない行政手続については、証書等の交付の確実性の問題は生じない）

4 「7) 必須書類等による確認」は、申請書等への添付や申請等の際の提示が必須となっている書類（実務経験証明書と講習修了証のいずれか一つが必須とされているような場合を含む。行政機関等による台帳の検索を含む。）の確認を通じて、事実上本人確認も行っている場合を示す（一部の手続（印鑑登録証明書（個人）の発行、供託物の還付、認定認証業務における電子証明書の発行）では本人確認を固有の目的とした必須書類の提示・提出がみられるが、多くの手続では、事実上の本人確認としての位置付けとなる。）。

免許の申請などで申請に複数のコース（例えば、養成校の卒業と試験の合格）が存在する場合は、①、②・・・の番号を付している。

5 「8) 「住民基本台帳による確認を行っているもの」欄は、申請者等からの住民票の写しの提出や行政機関等による住民基本台帳の検索が行われる場合に「○」を付している。ただし、住民基本台帳による確認が証書等に記載されることとなる者を対象としている場合には、「(○)」を付している。

また、戸籍謄（抄）本の提出との選択となっている場合は、右側の「戸籍謄（抄）本の提出を求めているもの」欄と合わせて一つの欄とし、「○」を付している。

6 「9) 本人確認を固有の目的とした書類の提示・提出による確認（必須書類等による確認以外のもの）」は、それぞれの手続において使用されている本人確認書類（あるいはその組合せ）について、以下のいずれに当てはまるかを整理し、該当する欄に「○」を付している。ただし、特定の場合に提示・提出を求められるものについては、「★」を付し、当該特定の場合は「10) 備考」欄に記載した。

なお、備考欄「10)」、「12)」及び「14)」の記述において以下の本人確認書類（あるいはその組合せ）を指す場合には、[] に示した表記（例 写公1）を用いている。

それぞれの手続において使用されている本人確認書類の個別名（例 一般旅券）は、表4を参照されたい。

公的機関発行（写真付き） 1点	[写公1]
公的機関発行（写真なし） 2点	[公2]
公的機関発行（写真なし）と民間機関発行（写真なし）の2点	[公民2]
公的機関発行（写真なし） 1点	[公1]
民間機関発行（写真なし） 2点	[民2]
民間機関発行（写真なし） 1点	[民1]

7 「11) 面談等による本人確認」は、それぞれの手続についてみられる確認の方法について、該当する欄に、「☆」又は「★」を付している。「☆」は常に行われることを示し、「★」は特定の場合に行われることを示している。当該特定の場合は、「12) 備考」欄に記載した。

8 「13) 郵送物の内容」は、それぞれの手続において郵便を利用した本人確認が行われている場合の郵送物について、該当する欄に、「☆」又は「★」を付している。「☆」は常に行われることを示し、「★」は特定の場合に行われることを示している。当該特定の場合は、「14) 備考」欄に記載した。

9 「15) 手続の厳格性及び証書等の交付の確実性」は、通知文本文4（1）ウ（ア）③及び④による分析の結果を示す。

1) 行政手続等の性格による区分	2) 事務の種類	3) 分析に用いた一般的な手順・方法等	4) 本人確認に係る「一般的な手順・方法等」	5) 証書等の交付に係る「一般的な手順・方法等」														15) 手続の職務性及び証書等の交付の確実性	6) (参考) 証書等の更新・再発行時における本人確認	(参考)																
				7) 本人確認書類の提示等による確認					8) 本人確認を固有の目的とした書類の提示・提出による確認 (必須書類等による確認以外のもの)					11) 面談等による本人確認							13) 郵送物を利用した本人確認															
本人確認書類の提示等による確認				9) 本人確認を固有の目的とした書類の提示・提出による確認 (必須書類等による確認以外のもの)					10) 備考					12) 備考					14) 備考					(参考) 本人確認を行っているもの					実在性	同一性	証書等の確実性	更新(有効期間)が必要なものの	更新時期に本人確認を行っているもの	再発行を行うもの	再発行時に本人確認を行っているもの	行政手続により発行される証書等として二次利用されるもの
7) 必須書類等による確認	8) 本人確認を固有の目的とした書類の提示・提出による確認 (必須書類等による確認以外のもの)	11) 面談等による本人確認	13) 郵送物を利用した本人確認	14) 備考	(参考) 本人確認を行っているもの	15) 手続の職務性及び証書等の交付の確実性	6) (参考) 証書等の更新・再発行時における本人確認	(参考)																												
3-①-1 公的な給付の受給資格の付与 (金銭給付主体)	国民年金被保険者資格の確認 (20歳到達)	市区町村 (34)	加入案内通知書 (社会保険事務所発行)	公的機関発行 (写真付き) 1点	公的機関発行 (写真なし) 2点	公的機関発行 (写真なし) 2点	民間機関発行 (写真なし) 2点	民間機関発行 (写真なし) 1点	10) 備考							☆ (年金手帳) ☆ (加入案内通知書)	住民票住所	郵送可能郵便 (普通)					住民票住所	普通郵便						A	b			○	○	年金手帳
3-①-1 公的な給付の受給資格の付与 (金銭給付主体)	企業年金連合会老齢年金給付の裁定	企業年金連合会 (1)	年金手帳又は厚生年金基金加入員証及び年金証書 (すべてコピー可) (保険者発行)													☆ (裁定通知書)	申出住所	郵送可能郵便 (普通)	○	○	○	○							A	c						
3-①-1 公的な給付の受給資格の付与 (金銭給付主体)	中小企業退職金共済制度に係る退職金の給付決定	独立行政法人勤労者退職金共済機構 (1)	・発行日から3か月以内の印鑑登録証明書 (給付金額が300万円以上である場合) (市区町村発行) 及び実印の押印 ・被共済者退職届 (事業主発行)	○給付金額が300万円を超える場合は															○	○								A	a							
3-①-1 公的な給付の受給資格の付与 (金銭給付主体)	農業者年金 (旧制度) に係る受給権の裁定	独立行政法人農業者年金基金 (委託先: 農業協同組合 (裁定請求書の受理)) (8)	・住民票の写し又は戸籍簿 (抄) 本での確認ができない場合、「生年月日を明らかにする市区町村長の証明書」(市区町村発行) ・農業者年金被保険者証 (独立行政法人農業者年金基金発行)																									A	a							
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	地方公務員共済組合員の認定	地方公務員共済組合 (4)							所属機関による手続							☆ (所属機関)	所属機関	郵送可能郵便 (普通)	○	○								a	a	○	○	○	○	地方公務員共済組合員証		
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	社会保険事務所 (8)							・事業主による手続 ・社会保険庁のシステムデータ (氏名、生年月日、性別、基礎年金番号) で検索確認							☆ (事業主)	事業主による手続		○原則事業主等									a	a	○	○	○	○	健康保険被保険者証・年金手帳		
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	船員保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	社会保険事務所 (7)							・船舶所有者による手続 ・社会保険庁のシステムデータ (氏名、生年月日、性別、基礎年金番号) で検索確認							☆ (船舶所有者)	船舶所有者による手続		○原則船舶所有者等								a	a	○	○	○	○	船員保険被保険者証・年金手帳			
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給の認定	社会保険事務所 (7)	・継続療養に係る医師の証明書 (主治医発行) ・船員保険被保険者証 (社会保険事務所発行)	★					即日交付に応じる場合	★						☆ (主治医)	・即日交付の場合、理由等聴取	申出住所	郵送可能郵便 (普通)	○	○							a	a	○				船員保険被保険者証 (継続療養受給者)・船員保険継続療養証明書等		
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	健康保険日雇特別被保険者手帳の交付	社会保険事務所 (8)	外国人の場合、外国人登録証明書 (市区町村発行)	★					即日交付に応じる場合	★						☆ (主治医)	即日交付の場合、理由等聴取	住民票住所	郵送可能郵便 (普通)	○	○						A	b	○	○			健康保険日雇特別被保険者手帳			
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	戦傷病者の認定	都道府県 (9)	障害の状態に係る医師・歯科医師の診断書 (主治医発行)、恩給証書 (総務省人事・恩給局発行) 又は公務員傷病証明書 (所属機関による発行)	○ (住民票の写しは本欄記載)												☆ (主治医)	主治医による手続	住民票住所	郵送可能郵便 (普通)								A	a			○		戦傷病者手帳			
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	老人保健法75歳到達の届出	市区町村 (16)																		○	○						A	a			○	○	老人医療受給者証			
3-②-2 公的な給付の受給資格の付与 (サービス給付主体)	妊娠の届出 (母子健康手帳)	市区町村 (16)							申請書中医師等の署名欄への記入 (任意)											○	○						A	d			○	○	母子健康手帳			

1) 行政手続等の性格による区分	2) 事務の種類	3) 分析に用いた「一般的な手順・方法等」	4) 本人確認に係る「一般的な手順・方法等」												5) 証書等の交付に係る「一般的な手順・方法等」								15) 手続の厳格性及び証書等の交付の確実性	6) (参考) 証書等の更新・再発行時における本人確認				(参考)										
			本人確認書類の提示等による確認				11) 面談等による本人確認				郵送を利用した本人確認				(参考) 代理人申請等	窓口交付		郵送交付		(参考) 代理人交付		実在性		同一性	証書等の確実性	更新(有効期間)が必要なもの	更新時に本人確認を行っているもの		再発行を行うもの	再発行時に本人確認を行っているもの	行政手続により発行される証書等として二次利用されるもの							
			7) 必須書類等による確認	8) 住民基本台帳(抄)本による確認を行っているもの	9) 本人確認を固有の目的とした書類の提示・提出による確認(必須書類等による確認以外のもの)	10) 備考	申請時、交付時等に口頭を行っているもの	個別の面談・調査・実技試験を行っているもの	主治医、事業主等による継続的関与があるもの	12) 備考	13) 郵送物の内容	14) 備考	証書等現物	引換証		確認通知書	宛先	郵送方法	即時交付	後日交付	宛先											郵送方法	代理人申請等認めているもの	委任状を提出しているもの	代理人に係る本人確認を行っているもの	委任状を提出しているもの	代理人に係る本人確認を行っているもの	
45	消防設備士の資格の付与	都道府県(委託先:財団法人消防試験研究センター)(9)	ii	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	-	-	-	-	申出住所	配達可能郵便(配記)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a	c	○	○	○	○	消防設備士免状
46	防火管理者の資格の付与	市区町村等(15)	ii	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a	c	-	-	○	○	防火管理講習修了証	
47	危険物取扱者の資格の付与	都道府県(委託先:財団法人消防試験研究センター)(9)	ii	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	☆	-	-	-	-	申出住所	配達可能郵便(配記)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a	c	○	○	○	○	危険物取扱者免状
48	クレーン・デリック運転士免許の付与	都道府県労働局(6)	ii	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	申出住所	簡易書留郵便	-	-	-	-	-	a	a	+	-	○	○	クレーン・デリック運転士免許証	
49	発破技士免許の付与	都道府県労働局(6)	ii	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上	-	-	○	○	申出住所	簡易書留郵便	-	-	-	-	a	c	-	-	○	○	発破技士免許証	
50	あん摩マッサージ指圧師免許の付与	厚生労働本省(委託先:財団法人電療療法研修試験財団)(1)	i	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	申出住所	書留郵便	-	-	-	-	-	A	a	+	-	○	○	あん摩マッサージ指圧師免許証	
51	調理師免許の付与	都道府県(8)	iii	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	申出住所	配達可能郵便(普通)	-	-	-	-	-	-	A	a	-	-	○	○	調理師免許証
52	特種電気工事資格者免許の付与	産業保安監督部(5)	i	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	申出住所	配達可能郵便又は書留郵便	-	-	-	-	-	-	A	a	+	-	○	○	特種電気工事資格者認定証

1) 行政手続等の性格による区分	2) 事務の種類	3) 分析に用いた「一般的な手順・方法等」の特定方法	4) 本人確認に係る「一般的な手順・方法等」										5) 証書等の交付に係る「一般的な手順・方法等」							15) 手続の職務性及び証書等の交付の確実性	6) (参考) 証書等の更新・再発行時に係る本人確認		(参考)														
			7) 必須書類等による確認	9) 本人確認を固有の目的とした書類の提示・提出による確認 (必須書類等による確認以外のもの)	11) 面談等による本人確認		12) 郵送を利用した本人確認				13) 郵送物の内容	(参考) 代理人申請等	窓口交付		郵送交付	(参考) 代理人交付	証書等の職務性及び証書等の交付の確実性	更新(有効期間)が必要なもの	更新時に本人確認を行っているもの		再発行を行うもの	再発行時に本人確認を行っているもの															
					10) 備考	11) 申請時・交付時等に口頭質問を行っているもの	11) 個別の面談・調査・実技試験を行っているもの	11) 主治医、事業主等による継続的関与があるもの	12) 備考	13) 証書等			引換証	確認通知書										宛先	14) 備考	14) 備考	即時交付	後日交付	宛先	郵送方法	宛先						
			8) 住民基本台帳による確認を行っているもの	8) 戸籍簿(抄)本の提出を求めているもの	8) 戸籍簿(抄)本の提出を求めているもの	8) その他(第三者証明を求めているもの等)	8) 備考	公的機関発行(写真付き) 1点			公的機関発行(写真なし) 2点	公的機関発行(写真なし) 2点			公的機関発行(写真なし) 1点	民間機関発行(写真なし) 2点	民間機関発行(写真なし) 1点	10) 備考																			
5 公正証書原本記録の写しの発行	69 戸籍の附票の写しの交付 ※ 調査後に法令等の改正により本人確認の手順・方法等が変更	4) 市区町村(34)	ii	○	-	(○)	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	申出住所	普通郵便	○	-	-	a	c	-	-	-	-	戸籍の附票の写し									
5 公正証書原本記録の写しの発行	70 印鑑登録証明書(個人)の発行	4) 市区町村(34)	i	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○(本人の提出)	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	印鑑登録証明書(個人)								
5 公正証書原本記録の写しの発行	71 戸籍簿(抄)本の交付 ※ 調査後に法令等の改正により本人確認の手順・方法等が変更	4) 市区町村(34)	ii	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○(戸籍システムで確認)	○	-	-	-	-	申出住所	普通郵便	○	-	-	-	戸籍簿(抄)本								
5 公正証書原本記録の写しの発行	72 納税証明(国税)	1) 税務署(9)	i	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○(電話確認)	○(委任書合認)	○	-	-	-	-	-	申出住所(納税地居所等)	普通郵便	○	-	-	-	納税証明書(国税)								
6 個人以外に関する基幹的な公正証書原本記録の作成・変更	73 不動産登記(売買による所有権の移動の登記)	1) 法務局(9)	i	○	-	○	-	-	-	★(母子健康手帳を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	a							
6 個人以外に関する基幹的な公正証書原本記録の作成・変更	74 自動車の新規登録	1) 運輸支局等(8)	i	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	a							
6 個人以外に関する基幹的な公正証書原本記録の作成・変更	75 検査対象外軽自動車の使用の届出	1) 運輸支局等(8)	i	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	c							
7 その他の行政手続	76 供託	1) 法務局(9)	i	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a	d							
7 その他の行政手続	77 供託物の還付	1) 法務局(9)	i	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A	a						
7 その他の行政手続	78 学生証の交付(国立大学法人)	1) 国立大学法人(5)	i	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	a	a	+	-	-	○	○	学生証(国立大学法人)

表4-2-1-① 本人確認書類として二次利用される際の証書等の信頼性の分析結果

凡例(Ⅲ)

表4-2-1-①は、調査対象とした79の行政手続のうちの54手続において発行される「別の行政手続や民間取引における本人確認書類として利用(二次利用)される証書等」について、当該二次利用の際に証書等に記載されている者の「実在性」や「同一性」をどの程度担保するか(信頼性)という観点から分析し、その結果をとりまとめたものである。

調査の期間は平成18年8月～11月であり、調査結果等はその時点における制度・運用に基づいている。

本表で使用した項目及び各欄の記号・略称の主な内容は、以下のとおりである。

- 1 「1) 証書等に記載されることとなる者以外の者による申請・取得」欄は、当該証書等に記載されることとなる者以外の者(証書等に記載されることとなる者の代理人を除く。以下同じ。)も申請・取得できる証書等に「○」を、申請・取得できない証書等に「-」を付した。
- 2 「2) 発行手続における本人確認の厳格性等の分類結果(表4-1-③より転記)」欄の各欄は、
 - ① 証書等に記載されることとなる者以外の者は申請・取得できない証書等については、当該証書等を発行した手続における本人確認の厳格性等について、表4-1-③の「15) 手続の厳格性及び証書等の交付の確実性」欄(凡例Ⅱ 第9項参照)を転記している。
 - ② 証書等に記載されることとなる者以外の者も申請・取得できる証書等については、発行手続における本人確認の厳格性の分類結果は発行手続の申請者等の本人確認に係るものであり、当該証書等が二次利用される際の本人確認書類としての信頼性(二次利用手続申請者等の「実在性」と「同一性」の担保)の分析の土台とはならないことから「/」とした。
- 3 「3) 取得後に他人へ提出することを通常とする証書等」欄は、
 - ① 証書等に記載されることとなる者以外の者は申請・取得できないが、取得後に他人へ提出することを通常とする証書等について「○」を、他人へ提出することを通常としない証書等については「-」を付した。
 - ② 証書等に記載されることとなる者以外の者も申請・取得できる証書等については、取得時点から証書等に記載されている者の手元にもあるため、他人へ提出することを通常とするかどうかを問題とする意味がないことから、「/」とした。
- 4 「4) 行政機関による記載事項等」の各欄(「7) (参考) 氏名変更届に係る国の法令・通知の規定の有無」、「10) (参考) 住所変更届に係る国の法令・通知の規定の有無」、「11) (参考) 更新に係る国の法令・通知の規定の有無(更新期間)」の各欄を除く。)は、当該証書等に行政機関が印字等記載している事項の欄に「○」を、記載していない事項の欄に「-」を付している。

さらに、それぞれの欄については、

 - (1) 「5) 写真」欄は、証書等の写真にラミネート加工など変造防止策が施されている場合にその旨を括弧書で記載している。
 - (2) 「6) 氏名」欄は、証書等の氏名がローマ字などで記載されている場合は、その旨を括弧書で記載している。また、行政機関が氏名を記載せず、証書等の取得者が自筆で記入することとなっているものについては、「- (自筆)」としている。

- (3) 「8) 住民票上の住所」欄は、証書等記載の住所が住民票に記載された住所である場合に「○」を付し、申請者の申告に基づく住所である場合は、「9) その他の住所」欄に「○」を付している。また、行政機関が住所を記載せず、証書等取得者が住所を自筆で記入することとなっているものについては、「9) その他の住所」欄に「- (自筆)」としている。

さらに、特定の場合に住民票上の住所によらない記載がされる証書等については、その他の住所欄にも「○」を付した上で、当該特定の場合を括弧書した。

- 5 「7) (参考) 氏名変更届に係る国の法令・通知の規定の有無」、「10) (参考) 住所変更届に係る国の法令・通知の規定の有無」、「11) (参考) 更新に係る国の法令・通知の規定の有無(更新期間)」の各欄については、変更届や更新について国の法令・通知で規定されている場合に「○」を、国の法令・通知がない場合、「-」を記載した。(なお、地方公共団体の規定の有無は、本調査では把握していない。)

また、使用の機会ごとに発行され、継続して使用されることのない証書等(例 納税証明書)については、記載内容の変更届や証書等の更新といった事項は当てはまらないことから、「/」とした。

- 6 「12) 証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性」は、通知文本文4(2)アによる分析の結果を示す。

表4- (2) - ① 本人確認書類として二次利用される際の証書等の信頼性の分析結果

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続を行う機関名	1) 証書等に記載されたることとなる者以外の者による申請・取得	2) 発行手続における本人確認の厳格性等の分類結果 (表4-(1)-③より転記)			3) 取得後に他人へ提出を通常とする証書等	4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係る国の法令・通知の規定の(更新期間)	12) 証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性																	
					発行に係る実在性の担保	発行に係る同一性の担保	交付の確実性		5) 写真	6) 氏名	7) (参考) 氏名変更届に係る国の法令・通知の規定の有無	生年月日	性別	住所			発行日	有効期限	利用に係る実在性の担保	利用に係る同一性の担保	写真	交付の確実性												
												8) 住民票上の住所	9) その他の住所	10) (参考) 住所変更届に係る国の法令・通知の規定の有無																				
1	外国人登録証明書	法務省	市区町村	-	A	a	+	-	○ (ラミネート加工)	○ (漢字又はローマ字)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○ (1年、5年、7年等)	A	a	p	+							
2	住民基本台帳カード (写真付き)	総務省	市区町村	-	A	b		-	○ (写し込みで印刷)	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○ (10年)	A	b	p								
3	一般旅券	外務省	都道府県	-	A	a	+	-	○ (写し込みで印刷)	○ (ローマ字) (漢字は自筆)	○	○	○	-	- (自筆)	-	○	○	○	○	○	○	○ (5、10年)	A	a	p	+							
4	船員手帳	国土交通省	地方運輸局等	-	A	a	+	-	○ (ラミネート加工)	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○ (10年)	A	a	p	+							
5	雇用保険被保険者証	厚生労働省	公共職業安定所	-	a	a		-	-	○ (カナ)	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	a	a	n								
~	~	厚生労働省	福祉事務所	-	~	~		-	-	~	~	~	-	-	~	~	~	~	~	~	~	~	○ (1年)	~	a	~								

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続を行う機関名	1) 証書等に記載されたることと異なる者による申請・取得	2) 発行手続における本人確認の厳格性等の分類結果 (表4-(1)-③より転記)			3) 取得後に他人へ提出を通常とする証書等	4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係る国の法令・通知の規定の(更新期間)	12) 証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性																
					発行に係る実在性の担保	発行に係る同一性の担保	交付の確実性		5) 写真	6) 氏名	7) (参考) 氏名変更届に係る国の法令・通知の規定の有無	生年月日	性別	住所	8) 住民票上の住所		9) その他の住所	10) (参考) 住所変更届に係る国の法令・通知の規定の有無	発行日	有効期限	利用に係る実在性の担保	利用に係る同一性の担保	写真	交付の確実性									
7	特別児童扶養手当証書	厚生労働省	都道府県、市区町村	-	A	a	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○ (1年)	A	a	n												
8	年金手帳	厚生労働省	市区町村	-	(20歳到達)			-	-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	(20歳到達)														
			社会保険事務所		A	b	-												-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	A	b	n
					(1号加入歴なし)														a	a	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	a
9	地方公務員共済組合員証	総務省	地方職員共済組合	-	a	a	-	-	○	○	○	○	-	- (自筆)	-	○	-	○ (2年)	a	a	n												
10	健康保険被保険者証	厚生労働省	社会保険事務所	-	a	a	-	-	○	○	○	○	-	- (自筆)	-	○	-	○ (原則1年)	a	a	n												
11	船員保険被保険者証	厚生労働省	社会保険事務所	-	a	a	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○ (2年)	a	a	n												
12	船員保険被保険者証(継続療養受給者)・船員保険継続療養証明書等	厚生労働省	社会保険事務所	-	a	a	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○ (3か月~1年)	a	a	n												
13	健康保険日雇特例被保険者手帳	厚生労働省	社会保険事務所	-	A	b	-	-	○	○	○	○	○	- (申請時に住民票住所以外の居所を有するとき)	○	○	-	○ (1年)	A	b	n												

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続 を行う機 関名	1) 証書等に 記載され ることと なる者以 外の者 による申 請・取得	2) 発行手続における本人 確認の厳格性等の分類 結果(表4-(1)-③よ り転記)			3) 取得後に 他人へ提 出する通 常とす る証書等	4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係 る国の法 令・通知 の規定の (更新期 間)	12) 証書等が本人確認書 類として二次利用さ れる際の信頼性															
					発行に係る 実在性の 担保	発行に係る 同一性の 担保	交付の確 実性		5) 写真	6) 氏名	生年月日	性別	住所		発行日		有効期限	利用に係る 実在性の 担保	利用に係る 同一性の 担保	写真	交付の確 実性											
									7) (参考) 氏名変更 届に係る 国の法 令・通知 の規定の 有無				8) 住民票上 の住所	9) その他の 住所	10) (参考) 住所変更 届に係る 国の法 令・通知 の規定の 有無																	
14	戦傷病者手帳	厚生 労働省	都道府県	-	A	a	-	-	○ (割印)	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	A	a	p										
15	老人医療受給者証	厚生 労働省	市区町村	-	A	a	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	A	a	n										
16	母子健康手帳	厚生 労働省	市区町村	-	A	d	-	-	-	(自筆)	-	(自筆)	-	-	(自筆)	-	○	-	-	a	d	n										
17	身体障害者手帳	厚生 労働省	市区町村	-	A	a	+	-	○ (割印)	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	A	a	p	+									
18	療育手帳・愛の手帳	厚生 労働省	福祉事務 所	-	A	a	+	-	○ (割印)	○	- (法定受 託実施前 の通知に は規定あ り)	○	-	○	- (法定受 託実施前 の通知に は規定あ り)	○	-	- (法定受 託実施前 の通知に は規定あ り 原則2 年)	-	A	a	p	+									
19	精神障害者保健福祉 手帳	厚生 労働省	市区町村	-	a	a	+	-	○ (割印)	○	○	○	○	-	○	○	○	○ (2年)	-	a	a	p	+									
20	介護保険被保険者証	厚生 労働省	市区町村	-	A	b	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	A	b	n										

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続 発行う機 関名	1) 証書等に 記載され ることと なる者 以外の者 による申 請・取得	2) 発行手続における本人 確認の厳格性等の分類 結果(表4-(1)-③よ り転記)			3) 取得後に 他人へ提 出すとす る通常証 書等	4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係 る国の法 令・通知 の規定の (更新期 間)	12) 証書等が本人確認書 類として二次利用さ れる際の信頼性						
					発行に係る 実在性の 担保	発行に係る 同一性の 担保	交付の 確実性		5) 写真	6) 氏名	7) (参考) 氏名変更 届に係る 国の法 令・通知 の規定の 有無	生年月日	性別	住所			発行日	有効期限	利用に係る 実在性の 担保	利用に係る 同一性の 担保	写真	交付の 確実性	
												8) 住民票上 の住所	9) その他の 住所	10) (参考) 住所変更 届に係る 国の法 令・通知 の規定の 有無									
21	国民健康保険被保険者証	厚生労働省	市区町村	-	A	c	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	(原則1年)	A	c	n	
22	健康保険被保険者証(組合)	厚生労働省	健康保険組合	-	A	a	-	-	○	○	○	-	- (自筆)	-	○	-	-	○	(原則1年)	A	a	n	
23	運転免許証(普通自動車運転免許)	警察庁	都道府県公安委員会	-	A	a	+	-	○ (写し込み で印刷)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	(3、4、5年)	A	a	p	+
24	運転免許証(原動機付自転車運転免許)	警察庁	都道府県公安委員会	-	A	c	-	-	○ (写し込み で印刷)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	(3、4、5年)	A	c	n	
25	無線従事者免許証	総務省	地方総合通信局等	-	a	c	-	-	○ (ラネット加 工、割印)	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	a	c	n	
26	消防設備士免状	総務省	都道府県	-	a	c	-	-	○ (ラネット加 工)	○	○	○	-	-	-	○	-	○	(10年)	a	c	n	
27	防火管理講習修了証	総務省	市区町村等	-	a	c	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	a	c	n	

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続 を行う機 関名	1) 証書等に 記載され ることと なる者以 外の者 による申 請・取得	2) 発行手続における本人 確認の厳格性等の分類 結果(表4-(1)-③よ り転記)			3) 取得後に 他人へ提 出する通 常とす る証書等	4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係 る国の法 令・通知 の規定の (更新期 間)	12) 証書等が本人確認書 類として二次利用さ れる際の信頼性					
					発行に係る 実在性の 担保	発行に係る 同一性の 担保	交付の確 実性		5) 写真	6) 氏名	生年月日	性別	住所		発行日		有効期限	利用に係る 実在性の 担保	利用に係る 同一性の 担保	写真	交付の確 実性	
									7) (参考) 氏名変更 届に係る 国の法 令・通知 の規定の 有無				8) 住民票上 の住所	9) その他の 住所	10) (参考) 住所変更 届に係る 国の法 令・通知 の規定の 有無							
28	危険物取扱者免状	総務省	都道府県	-	a	c	-	-	○ (ラミネート加工)	○	○	○	-	-	-	○	-	○ (10年)	a	c	n	
29	クレーン・デリック 運転士免許証	厚生労働省	都道府県 労働局	-	a	a	+	-	○ (ラミネート加工)	○	○	○	○	-	-	○	-	-	a	a	p	+
30	発破技士免許証	厚生労働省	都道府県 労働局	-	a	c	-	-	○ (ラミネート加工)	○	○	○	○	-	-	○	-	-	a	c	n	
31	あん摩マッサージ指 圧師免許証	厚生労働省	厚生労働 本省(委 託先:財 団法人東 洋療法研 修試験財 団)	-	A	a	+	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	A	a	n	+
32	調理師免許証	厚生労働省	都道府県	-	A	a	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	A	a	n	
33	特種電気工事資格者 認定証	経済産業省	産業保安 監督部	-	A	a	+	-	○ (ラミネート加工、 割印)	○	○	○	-	-	- (自筆)	○	-	-	A	a	p	+
34	認定電気工事従事者 認定証	経済産業省	産業保安 監督部	-	A	a	+	-	○ (ラミネート加工、 割印)	○	○	○	-	-	- (自筆)	○	-	-	A	a	p	+

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続を行う機関名	1) 証書等に記載されたる者以外の者による申請・取得	2) 発行手続における本人確認の厳格性等の分類結果 (表4-(1)-③より転記)			4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係る国の法令・通知の規定の(更新期間)	12) 証書等が本人確認書類として二次利用される際の信頼性				
					発行に係る実在性の担保	発行に係る同一性の担保	交付の確実性	3) 取得後に他人へ提出を通常とする証書等	5) 写真	6) 氏名	7) (参考) 氏名変更届に係る国の法令・通知の規定の有無	生年月日	性別	住所		8) 住民票上の住所	9) その他の住所	10) (参考) 住所変更届に係る国の法令・通知の規定の有無	発行日	有効期限
47	納税証明書 (市町村税)	総務省	市区町村	-	A	c	○	-	○	/	-	-	-	○	○	-	(発行後3月以内)			
																	A	c	n	
																	(発行後3月超)			
48	住民票の写し	総務省	市区町村	○	/	/	/	-	○	/	○	○	○	-	○	-	A	d	n	
49	戸籍の附票の写し	総務省	市区町村	○	/	/	/	-	○	/	○	○	-	○	-	○	A	d	n	
50	印鑑登録証明書 (個人)	総務省	市区町村	-	A	a	+	○	-	○	○	○	-	○	-	○	発行後 - 月...			
																	A	a	n	+
																	(発行後3月超)			
51	戸籍謄 (抄)本	法務省	市区町村	○	/	/	/	-	○	/	○	○	-	○	-	○	A	d	n	

証書等番号	証書等名	府省名	発行手続 を行う機 関名	1) 証書等に 記載され ることと なる者以 外の者 による申 請・取得	2) 発行手続における本人 確認の厳格性等の分類 結果(表4-(1)-③よ り転記)			3) 取得後に 他人へ提 出する通 常証書等	4) 行政機関による記載事項等							11) (参考) 更新に係 る国の法 令・通知 の規定の (更新期 間)	12) 証書等が本人確認書 類として二次利用さ れる際の信頼性				
					発行に係る 実在性の 担保	発行に係る 同一性の 担保	交付の確 実性		5) 写真	6) 氏名	生年月日	性別	住所		発行日		有効期限	利用に係る 実在性の 担保	利用に係る 同一性の 担保	写真	交付の確 実性
52	納税証明書(国税)	総務省	税務署	-	a	a	○	-	○	/	-	-	-	○	/	○	-	(発行後3月以内)			
																		a	a	n	
																		(発行後3月超)			
					a	d	n														
53	学生証(国立大学法人)	文部科学省	国立大学法人	-	a	a	+	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-	a	a	p	+
54	学生証(私立大学)	文部科学省	私立大学	-	A	a	+	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-	A	a	p	+

表4-2-2 各手続において本人確認書類として二次利用されている証書等の種類

凡例 (IV)

表4-2-2は、表4-1-3で分析したそれぞれの行政手続等の本人確認の「一般的な手順・方法等」のうち、「本人確認書類の提示等による本人確認」（「本人確認を固有の目的とする書類の提示等による確認」及び申請者等の必須の添付書類等）において、本人確認書類として使用されている証書等について、個別名のレベルで整理し、取りまとめたものである。

調査の期間は平成18年8月～11月であり、調査結果はその時点における制度・運用に基づいている。

本表で使用した項目及び各欄の記号・略称の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 「1) 公的機関発行の証書等」及び「2) 左記以外」は、本人確認を固有の目的とした書類の提示等による確認で使用される証書等について整理している。

② 「3) 必須書類とされている証書等」は、必須書類等による本人確認（行政機関による台帳の検索を除く。）で求められる証書等について整理している。

③ ただし、それぞれの行政手続等において必須書類とされている証書等が、「1) 公的機関発行の証書等」又は「2) 左記以外」に掲げた個別名の証書等に該当する場合は、①にかかわらず（本人確認を固有の目的とした必須書類、事実上の本人確認書類としての機能を具備している必須書類のいずれであっても）、「1) 公的機関発行の証書等」又は「2) 左記以外」の個別名の欄と「3) 必須書類とされている証書等」欄の双方に記載している。（この場合、「1) 公的機関発行の証書等」又は「2) 左記以外」の個別名の欄では、「必」あるいは「必（選）」と記載し、「3) 必須書類とされている証書等」欄では、当該証書等の名称を下線を付して記載している。）
- 「1) 公的機関発行の証書等」の証書等は、左から右に向かって、顔写真付きの証書等、顔写真なしの証書等の順序となっている。

顔写真付きの証書等については、「4) 証書等番号」（表4-2-1で付した証書等番号を転記）の順序となっている。

顔写真なしの証書等については、「各種の健康保険被保険者証が一まとまりとなるように並べ替えた」、「氏名等が自筆である証書等、証書等に記載されている者以外の者も申請・取得できる証書等、取得後に他人へ提出することを通常とする証書等など、表4-2-1の分析で利用に係る同一性の担保がdと分類された証書等が一まとまりとなるように並べ替えた」等の措置を行ったことから、「4) 証書等番号」どおりの順序とはなっていない。
- 「2) 左記以外」の証書等は、国立大学法人及び私立大学の学生証並びに民間機関発行の証書等を、左から右に向かって、顔写真付きの証書等、顔写真なしの証書等の順序となっている。

なお、公立大学発行の学生証は、「1) 公的機関発行の証書等」に位置付けている。
- 「5) 二次利用される際の本人確認書類としての信頼性」欄は、公的機関発行の証書等並びに国立大学法人及び私立大学の学生証について、表4-2-1に示した二次利用の際の本人確認書類としての信頼性の分類結果を転記している。
- 「6) 行政手続等の性格による区分」欄は、表4-1-1で行った区分（調査対象の行政手続等を、国民との関係における性格が類似した行政手続等ごとに区分）の番号を表4-1-1から転記している。

「7) 手続番号」欄は、表1で付した手続番号を転記している。

「8) 分析に用いた一般的な手順・方法等の設定方法」欄は、表4-1-3において本分析に用いる「当該手続の一般的な手順・方法等」を設定する際に採用した方法の種別番号を、表4-1-3から転記している。

6 それぞれの行政手続等についての「1) 公的機関発行の証書等」又は「2) 左記以外」に掲げた個別名の証書等の使用の状況については、以下により、該当する記号を付している。

- (1) ◎：当該行政手続等における「本人確認書類の提示等による本人確認」では、当該証書は、1点のみの提示・提出により本人確認を行う証書等として使用されていることを示す。
- (2) ○：当該行政手続等における「本人確認書類の提示等による本人確認」では、当該証書は、主たる証書等として他の証書等と合わせた2点以上の提示・提出により本人確認を行う証書等として使用されていることを示す。
- (3) △：当該行政手続等における「本人確認書類の提示等による本人確認」では、当該証書は、補助書類として他の証書等（主たる証書等）と合わせた2点以上の提示・提出により本人確認を行う証書等として使用されていることを示す。
- (4) /：当該行政手続により発行される証書等であるので当該行政手続の本人確認書類として使用されることがないこと、あるいは、そもそも当該手続は申請等に基づかず職権で実施されることから、当該証書等が提示・提出される余地がないことを示す。
- (5) 必：当該行政手続等における「本人確認書類の提示等による本人確認」では、当該証書は、必須書類とされていることを示す。（前述1参照）
- (6) 必(選)：当該行政手続等における「本人確認書類の提示等による本人確認」では、当該証書は、他の証書等との選択的な必須書類（例 住民票の写しか戸籍謄（抄）本のいずれかの提出が必須となっている。）とされていることを示す。（前述1参照）

証書等の使用の状況は、今回の調査における調査対象機関から「使用を認めている」との回答があった場合の当該回答内容に基づいている。したがって、国の法令や通知で使用が規定されていても、調査対象機関から「使用を認めている」との回答がなかった場合には、当該回答状況に基づいて整理し、「空欄」とした。

なお、「空欄」は、調査対象機関から「使用を認めている」との回答がなかったことを示すが、「使用を認めていない」ことを必ずしも示すものではないことに留意する必要がある。

また、申請者等からの提示等の実績が不明又はない場合であっても、調査対象機関が運用のルールとして「使用を認めている」旨の回答があれば、使用されているものとして、該当する記号を付している。

さらに、それぞれの行政手続等について出先機関等・事業者の間で本人確認の手順・方法等に差異がみられる場合には、制度等横断的な分析のために本分析に用いる「当該手続の一般的な手順・方法等」を決定し（前述5及び表4-(1)-③を参照）当該「一般的な手順・方法等」について、「本人確認書類の提示等による本人確認」における証書等の使用の状況を整理したため、以下について留意する必要がある。

- ・「一般的な手順・方法等」とは異なる手順・方法等により「本人確認書類の提示等による本人確認」を実施している出先機関等・事業者における証書等の使用状況は反映していない。
- ・「一般的な手順・方法等」により「本人確認書類の提示等による本人確認」を実施している出先機関等・事業者の間でも、証書等の個別名による種別のレベルでは、使用状況に差異がみられる場合がある。「一般的な手順・方法等」を実施している出先機関等・事業者で使用されている証書等の状況を示す場合、使用されている証書等を幅広く収載した資料とすることが適当であると考え、1機関でも使用されている証書等については、該当する記号を付した。その上で、「一般的な手順・方法等」を実施している出先機関等・事業者の中のごく一部の機関が使用していると判断される証書等については、該当する欄を網がけとしている。

7 「9) 本人確認書類の提示等以外による本人確認の状況等」欄は、それぞれの行政手続等が本人確認書類の提示等による本人確認の他に、面談等による本人確認や郵送を利用した本人確認を行っている場合に、表4-(1)-③に基づき、その内容を簡潔に記載している。

常に行われるものには「☆」を、特定の場合に行われるものには「★」を付した（詳細は表4-(1)-③を参照されたい）。

表 4 - (3) - ① 調査対象行政手続等一覧（事務の区分別・関係省庁別等）

事務の区分 (注1)	関係省庁	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	事務の種類 (注2)	
①	総務省	無線従事者免許の付与	①	
	法務省	婚姻届	③	
		出生届	③	
		外国人の新規登録	③	
		戸籍謄（抄）本の交付	③	
		不動産登記（売買による所有権の移転の登記）	①	
		供託	①	
		供託物の還付	①	
	外務省	一般旅券の発給	③	
	財務省	納税証明（国税）	①	
	厚生労働省	療養補償給付たる療養の費用の支給	①	
		休業補償給付及び休業特別支給金の支給	①	
		傷病年金の受給権者の定期報告（労災保険）	①	
		雇用保険被保険者資格取得届	①	
		失業の認定	①	
		雇用保険就業促進手当（就業手当）の給付決定	①	
		教育訓練給付金の給付決定	①	
		高年齢雇用継続基本給付金の給付決定	①	
		育児休業基本給付金の給付決定	①	
		国民年金第3号被保険者資格の認定	①	
		児童扶養手当の認定	③	
		特別障害者手当の現況確認	③	
		特別児童扶養手当の認定	③	
		特別児童扶養手当の現況確認	③	
		国民年金被保険者資格の確認（20歳到達）	③	
		健康保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	①	
		船員保険・厚生年金保険被保険者資格の取得の確認	①	
		船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給の認定	①	
		健康保険日雇特例被保険者手帳の交付	①	
		戦傷病者の認定	③	
		老人保健法75歳到達の届出	③	
		クレーン・デリック運転士免許の付与	①	
		発破技士免許の付与	①	
		あん摩マッサージ指圧師免許の付与	②	
		経済産業省	特種電気工事資格者免許の付与	①
			認定電気工事従事者免許の付与	①
	国土交通省	船員手帳の交付	①③	
		動力車操縦者運転免許の付与	①	
		海技士免許の付与	①	
		耐空検査員資格の付与	①	
		航空従事者資格の付与	①	
		運航管理者資格の付与	①	
		自動車の新規登録	①	
		検査対象外軽自動車の使用の届出	①	

事務の区分 (注1)	関係省庁	本人確認の実施状況を調査した手続の名称	事務の種類 (注2)
②	国家公安委員会（警察庁）	普通自動車運転免許の付与	④
		原動機付自転車運転免許の付与	④
	金融庁、農林水産省	預貯金口座の新規開設	/
	総務省	住民異動届（転出）	④
		住民基本台帳カード（写真付き）の交付	④
		住民票の写しの交付	④
		戸籍の附票の写しの交付	④
		携帯電話等の加入契約	/
	総務省、法務省、経済産業省	認定認証業務における電子証明書の発行	/
	③	国家公安委員会（警察庁）	運転経歴証明書の交付（普通自動車運転免許）
運転経歴証明書の交付（原動機付自転車運転免許）			④
総務省		印鑑登録（個人）	④
		地方公務員共済組合員の認定	⑤
		消防設備士の資格の付与	④
		防火管理者の資格の付与	④
		危険物取扱者の資格の付与	④
		納税証明（都道府県税）	④
		納税証明（市町村税）	④
		印鑑登録証明書（個人）の発行	④
		文部科学省	学生証の交付（国立大学法人）
学生証の交付（私立大学）			⑦
厚生労働省		企業年金連合会老齢年金給付の裁定	⑤
		中小企業退職金共済制度に係る退職金の給付決定	⑥
		妊娠の届出（母子健康手帳）	④
		身体障害者の認定	④
		療育手帳等の交付	④
		政令で定める精神障害の状態であることの認定	④
		介護保険被保険者証の交付（65歳到達）	④
		要介護（要支援）の認定	④
		国民健康保険被保険者の資格取得の届出	④
		健康保険被保険者の資格の取得の認定（組合）	⑤
		調理師免許の付与	④
農林水産省		農業者年金（旧制度）に係る受給権の裁定	⑥
経済産業省		電気工事士免許の付与（第一種）	④
		電気工事士免許の付与（第二種）	④
		高圧ガス販売主任者免許の付与	④
国土交通省		宅地建物取引主任者の登録	④
		宅地建物取引主任者証の交付	④

(注1) 「事務の区分」欄の①～③は、本文77ページ及び78ページの「(3) 行政手続等における本人確認に関する今後の取組課題」の①～③に対応している。

(注2) 「事務の種類」欄は、行政手続の事務の種類を示す。①は「国の機関の事務」、②は「国が公益法人に委託した事務」、③は「法定受託事務」、④は「自治事務」、⑤は「健康保険組合等公法人の事務」、⑥は「独立行政法人の事務」、⑦は「その他」をそれぞれ示している。（民間取引は「/」とした。）